

羽 村 市 高 齢 者 福 祉 計 画 及 び 第 8 期 介 護 保 険 事 業 計 画

令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月

羽村市

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたって

市民の皆様が、高齢になっても可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう地域全体で支えていく地域包括ケアシステムを構築するため、本計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、社会福祉基盤の整備とあわせて、地域包括ケアシステムの構築や地域づくり等に一体的に取り組み、地域の実情に応じた地域共生社会の実現を図っていくことが求められます。



更に、近年は、多発する自然災害や猛威を振るう新型コロナウイルス感染症など、これまでの経験では乗り越えることのできない様々な事態が起こっており、本計画においても、事業の充実や新たな対応に取り組んでいく必要があります。

本市においては、健康指標である「健康寿命」が、都内49市区の中でも男女ともに上位に位置し、更に伸びてきている状況にあります。このことは、高齢者クラブやシルバー人材センターをはじめとする高齢者の皆様の地域活動がますます活発になっていることや、介護予防をはじめとする各種施策に取り組んできた成果であると捉えております。

これまでの成果を更に深化・推進していくとともに、自然災害や感染症への対応に着実に取り組んでいくため、本計画においても、基本理念を「自立と尊厳の確保」「健康で生きがいを持てる『生涯現役社会』の実現」「ともに助けあい支えあうまちの実現」と掲げ、基本方針を「介護予防・生活支援の充実」「認知症施策の推進」とし、地域包括ケアシステムの構築を推進する取組、防災対策、感染症対策に関する事業などを、市民、団体、事業者の皆様のご理解・ご協力をいただきながら推進していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました審議会委員をはじめ、ニーズ調査などにご協力をいただきました市民、事業者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

羽村市長 並 木 心

目 次

〈総 論〉

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景.....2
- 第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向3

第2章 計画策定の基本事項

- 第1節 計画の位置付けと法的根拠5
- 第2節 計画の策定方法.....6
- 第3節 日常生活圏域の設定.....7
- 第4節 地域包括ケアシステムの構築8
- 第5節 推進体制の確保.....10

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

- 第1節 高齢者に係る実績と推計.....11
- 第2節 要介護認定・給付の実績と推計15
- 第3節 ニーズ調査結果の概要17
- 第4節 高齢者福祉の課題の整理.....27

第4章 基本理念及び施策の展開

- 第1節 基本理念と基本方針.....28
- 第2節 基本目標及び施策の体系.....30

〈各 論〉

第1章 生涯現役に向けた環境づくり 【基本目標1】

- 第1節 健康づくりの推進42
- 第2節 社会参加と生きがいづくりの推進50

第2章 地域における総合的な支援体制づくり 【基本目標2】

- 第1節 包括的な支援の推進.....61
- 第2節 地域における支援体制づくり65
- 第3節 福祉に対する理解の促進と担い手の育成.....82

第3章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり 【基本目標3】

- 第1節 外出・移動しやすい環境づくり85
- 第2節 安心・安全に暮らせる環境づくり88
- 第3節 住みよい住環境づくり93

第4章 介護保険制度の適切な運用 【基本目標4】

第1節 介護保険事業	96
第2節 地域支援事業	108
第3節 第8期介護保険事業の見通し	122
第4節 介護保険制度の円滑な運営	133

〈資料編〉

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会	140
法制度に係る資料	143
用語一覧	151

〈総 論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2p
第2章	計画策定の基本事項……………	5p
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題……………	11p
第4章	基本理念及び施策の展開……………	28p

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に開始された介護保険制度も20年が経過する中で、羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「本計画」）は、羽村市（以下、「市」）の高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するための法定計画（3年を1期）として、一体的に策定してきました。

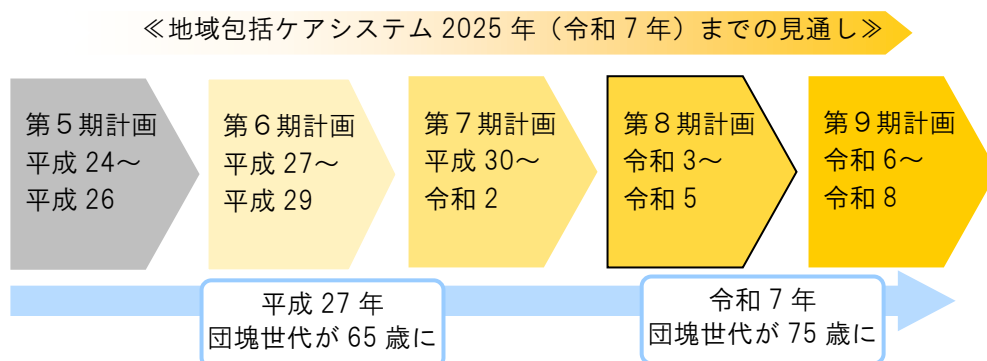
平成24年の法改正では、本計画は「地域包括ケアシステム」の構築のための「地域包括ケア計画」として新たに位置づけられ、全国画一的ではなく自治体における地域性を踏まえながら、地域包括ケアシステムの理念実現を目指した取組の推進が求められました。

さらに平成27年からは地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、市においてもこの間、一層の日常生活支援体制の構築に努めてきました。

一方、国においては平成30年に高齢社会対策大綱、令和元年に認知症施策推進大綱を相次いで改定し、国全体の目標として、介護予防による心身ともに健康な高齢者の増加や、認知症高齢者への支援、家族介護の負担軽減措置等の課題に取り組むこととしています。

こうした中、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する視点が加味されました。

このような法制度等の変化や国、都の動向を踏まえつつ、これまでの施策の実施状況や効果を検証した上で、2025年（令和7年）の完成を目指す地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくため、「羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」）を策定します。



- 第6期以降の計画は、2025年（令和7年）に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を承継し、生活支援・介護予防サービス体制整備及び在宅医療・介護連携等の取組を進めています。
- 第8期計画では令和7年及び令和22年を見据え、サービス、給付、保険料を勘案し、施策の展開を図ります。

第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向

（１）一億総活躍と地域共生社会の構築

わが国では平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」の策定以降、「地域共生社会の実現」を目指し社会福祉政策を進めてきました。このため、高齢者・介護保険分野においては地域包括ケアシステムをより一層強化し、「誰もが尊厳をもって住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築を図ります。

（２）高齢者政策に係る大綱の改定

① 高齢社会対策大綱

平成 30 年 2 月 16 日に閣議決定された新たな大綱は、高齢社会対策基本法第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、定められるものです。新たな大綱は、高齢化が一段と進む中、全ての世代が満ち足りた人生を送ることができる環境に向けて、意欲ある層の能力発揮を可能にする環境整備と、支援が必要な層へのセーフティネットの整備の両面に配慮した内容となっています。

② 認知症施策推進大綱

わが国の認知症の人数は、平成 30 年には 500 万人を超え、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と推定されています。そうした中、国では平成 27 年から認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づいた施策を推進しており、市では第 6 期及び第 7 期計画において、認知症対策は重要度の高い施策として取組を進めてきました。

令和元年 6 月 18 日に閣議決定された認知症施策推進大綱では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）までを改めて対象期間とし、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進」することを目的としています。

（３）社会福祉法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 6 月 5 日に成立し、同月 12 日に公布されました。

改正法は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、関連法として老人福祉法や介護保険法を含む改正となっています。また、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉全般及び高齢者・介護保険政策の理念として「地域共生社会」の位置づけが行われました。

（４）国が示す介護保険サービス等の基本指針

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」は、自治体が「介護保険事業（支援）計画」を策定する際のガイドライン的役割を果たすものであり、計画骨子を構成し、本計画への記載事項が示されています。

第8期計画の改正では、近年の高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱の改定、広範囲に及ぶ社会福祉法の改正などの制度変更を受けるとともに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、下記の7項目が主な記載事項となります。

市では、基本指針に基づき、遺漏なく第8期計画を策定します。

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
【2025年の見通し】団塊の世代全てが75歳以上となる。
【2040年の見通し】総人口・現役世代人口が減少する中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する。
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

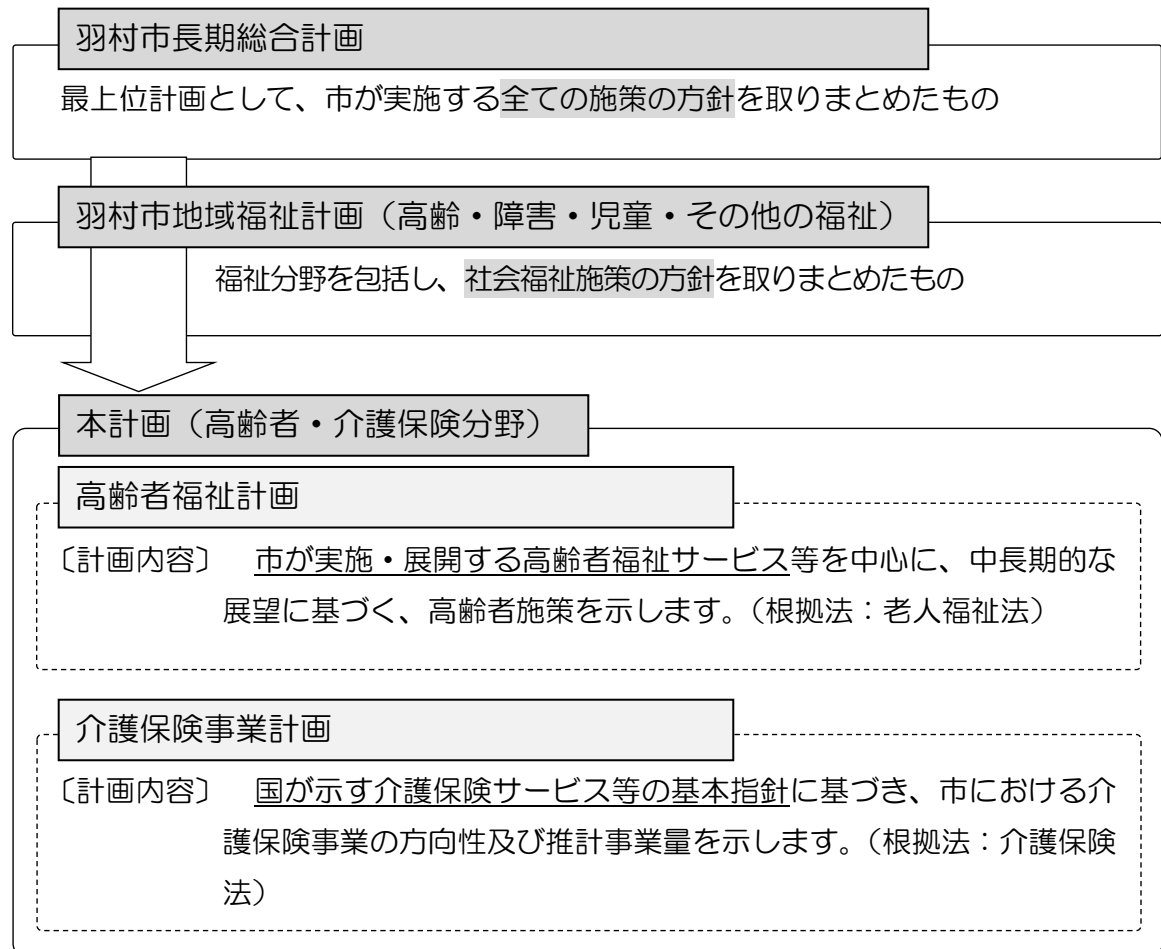
※①で求められている2025年及び2040年の中長期人口推計等の値は、厚生労働省が全国の自治体に提供する「地域包括ケア『見える化』システム」により算出される数値を用います。

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 上位計画との整合性

本計画の役割（法的根拠等）及び、上位計画との関係は、次のとおりです。



(2) 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
長期総合計画	第5次							第6次	
地域福祉計画	第4次			第5次					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期		

第2節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

① 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会による検討

市長より諮問し、全7回にわたる審議を経たのち、答申をいただきました。
なお審議会は、有識者及び関係機関代表、市民公募委員等15人で構成しています。

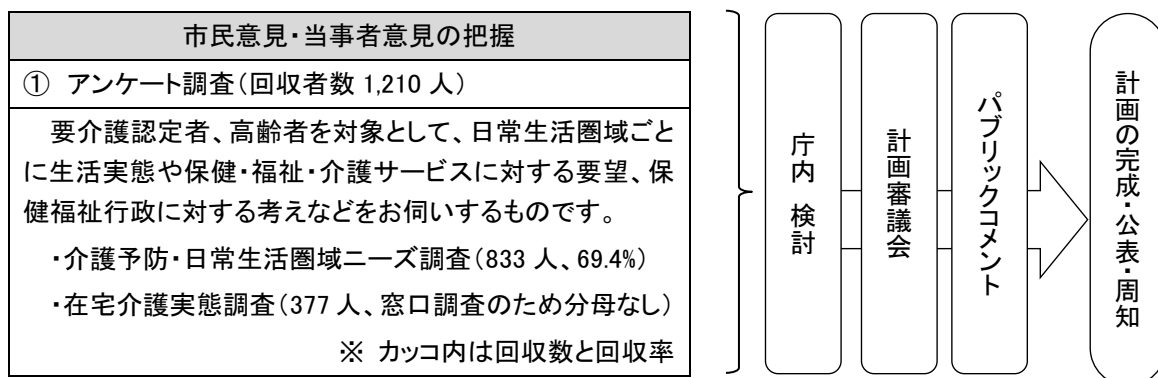
② 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は高齢福祉介護課に置き、全体調整及び関係課との施策調整を図り、基本理念・目標の設定を行うとともに、第7期計画に掲げた事業の進捗状況を確認・検証しました。

(2) 市民意見・当事者意見の把握

次のとおり、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

■ 市民意見・当事者意見把握の流れ



■ アンケート調査の概要

調査区分	調査対象	概要
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65 歳以上の高齢者 ・介護保険認定者	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握します。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、第8期計画に反映します。
②在宅介護実態調査	・65 歳以上の高齢者 ・介護保険認定者	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、高齢者の適切な在宅サービスの継続と介護サービスの在り方を検討することを目的とし、第8期計画に反映します。

第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の基本的な考え方

本計画における日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

第8期計画においては、第7期計画から引き続き、市の地域性や諸条件に基づいて、市内を1つの日常生活圏域に設定します。

なお、地域包括支援センターは3箇所設置しています。

■ 日常生活圏域を1つに設定する理由

- 市全体が比較的平坦で、かつ、行政面積は9.90km²と小さく移動も容易であり、サービス提供の地理的な分断がないこと。
- 地域密着型サービスを行う施設は市の周辺部に偏在しており、日常生活圏域を細分化することによりサービスの空白圏域が発生するおそれがあること。
- 定期巡回・夜間対応型訪問介護看護等の地域密着型サービス事業者の参入を促進し、サービスの選択性を高めるためには、引き続き市全体を1つの圏域としてサービスの需要と供給のバランスを図っていく必要があること。

■ 羽村市の地域包括支援センター

名称	所在地	担当地域
羽村市地域包括支援センター あさひ	羽村市富士見平 1-3-1 エムマンションA号室	緑ヶ丘、富士見平、神明台 3・4 丁目、双葉町、五ノ神(武蔵野)、羽(武蔵野)、川崎(武蔵野)、横田基地内
羽村市地域包括支援センター あゆみ(羽村市在宅医療・介護連携支援センター併設)	羽村市羽加美 1-9-2	栄町、小作台、羽西、羽加美、羽中
羽村市地域包括支援センター あかしあ	羽村市玉川 2-6-6	五ノ神、神明台 1・2 丁目、川崎、羽東、玉川、羽(清流)

第4節 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステム

我が国は、諸外国に例をみないスピードで人口減少、少子高齢化が進んでおり、国では、65歳以上の人口は2042年（令和24年）の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることを予想しています。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降は、医療や介護需要が、さらに増加することが見込まれており、国では、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳保持と自立生活を支援する目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

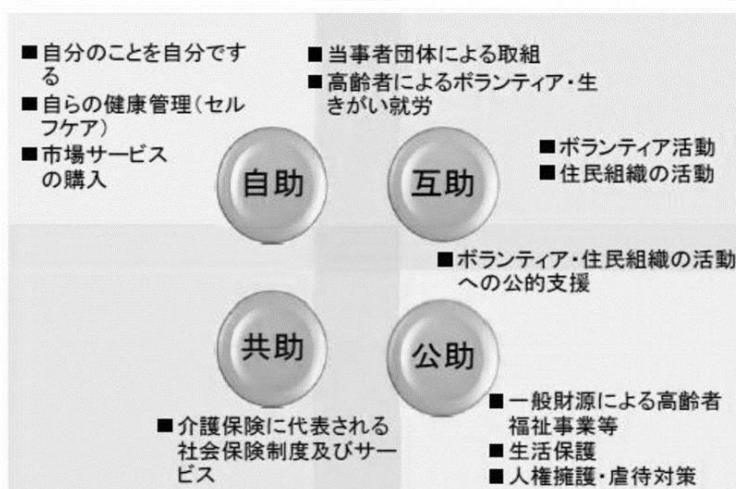
■ 地域包括ケアシステムの姿

「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」を指します。

目指すべき地域包括ケアシステムの姿は人口動態や医療・介護需要のピークの時期、程度等により地域で異なりますが、介護保険等の社会保険制度やサービスである「共助」、市からの公的な支援である「公助」と合わせて、健康管理を自ら行うなど、できる限り自分のことは自分で解決する「自助」、地域住民、ボランティア、家族等が支え合う「互助」の果たす役割が重要となります。

なお、地域包括ケアシステムについては「地域共生社会」を構成する高齢者・介護保険分野の要素として、位置づけられています。

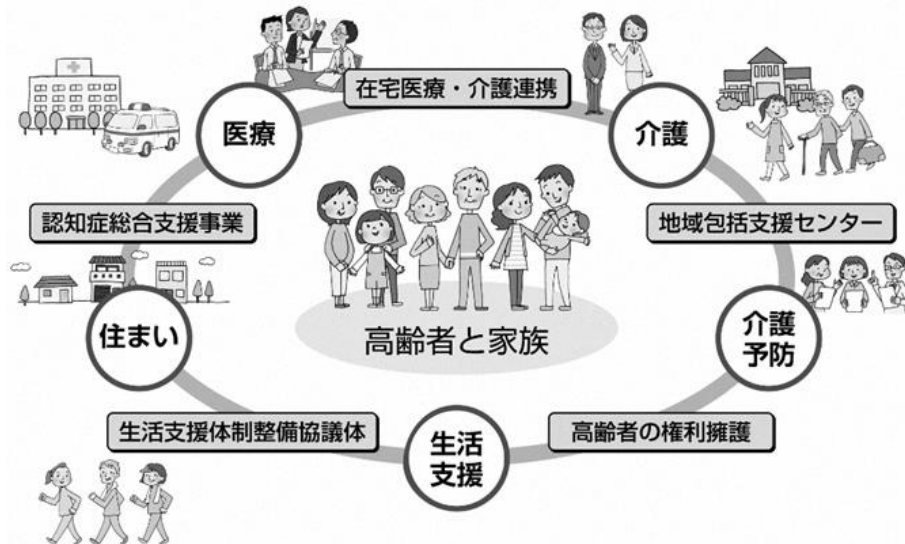
4つの助（自助・互助・共助・公助）



出典：厚生労働省

(2) 地域包括ケアシステム構築に向けた主な取組

市では、平成24年からスタートした「地域包括ケアシステムの構築」に向け、本計画において従来より取組を推進してきたところであり、第8期計画では、これまでの取組の成果を踏まえた施策展開を図るとともに、2025年（令和7年）までの構築を目指します。



■ 主な取組

● 地域包括支援センターの設置

保健、医療、福祉、地域住民や関係者等と連携して包括的、継続的な支援を行うための拠点であり、高齢者の総合相談窓口です。市内3カ所に設置しました。

● 生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置

生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議や地域ケア会議などにおける地域課題を踏まえ、日常生活支援における多様なサービスの提供について検討します。

● 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。

● 認知症高齢者への総合的な支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的な支援体制を構築する取組を進めます。

● 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。

第5節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めます。

② 進行管理の実施

第8期計画は、3年後の令和5年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた適正化を図ります。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに「進行管理調書」として取りまとめ、次期計画策定に反映します。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・東京都への報告事項とします。

(2) 市民への情報提供と計画への参画

① 市民への情報提供

市広報紙や市公式サイト、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を市公式サイト等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティアや地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。

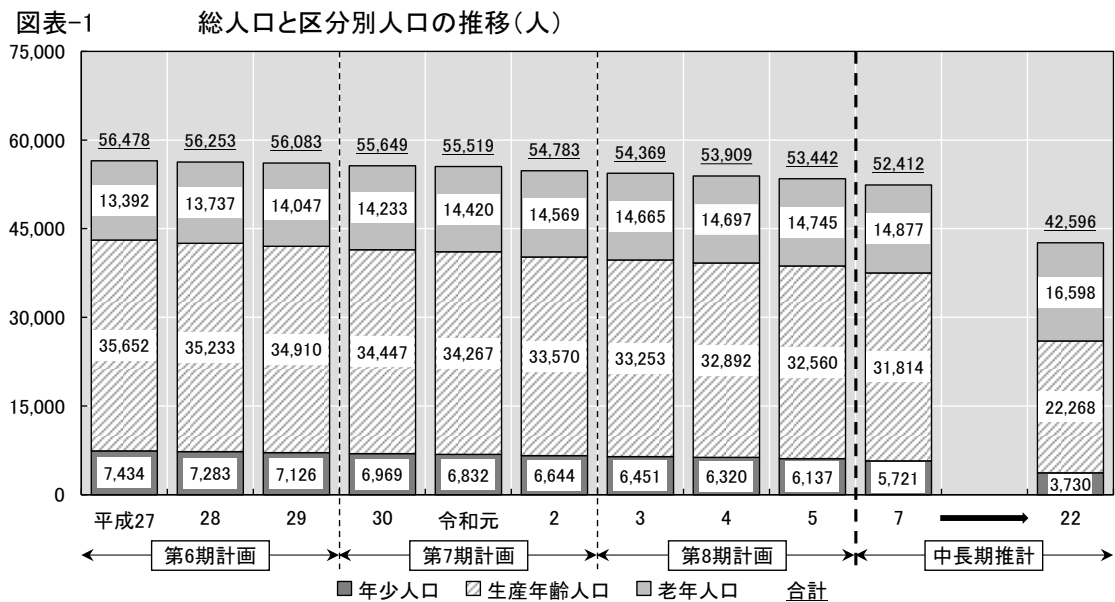
第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計

(1) 人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

市の総人口は、2025 年（令和 7 年）には 52,412 人、2040 年（令和 22 年）には 42,596 人となる見込みです。区分別人口では年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向、老年人口（65 歳以上）が増加傾向にあります。



出典: (実績)住民基本台帳(各年 10 月 1 日)、(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚労省)

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、老年人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、老年人口割合は 2025 年（令和 7 年）には 28.4%、2040 年（令和 22 年）には 39.0%となる見込みです。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

区分	第6期計画			第7期計画			第8期計画			中長期推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	7年	22年
老年人口	23.7	24.4	25.0	25.6	26.0	26.6	27.0	27.3	27.6	28.4	39.0
生産年齢人口	63.1	62.6	62.2	61.9	61.7	61.3	61.2	61.0	60.9	60.7	52.3
年少人口	13.2	12.9	12.7	12.5	12.3	12.1	11.9	11.7	11.5	10.9	8.8

出典: (実績)住民基本台帳(各年 10 月 1 日)、(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚労省)

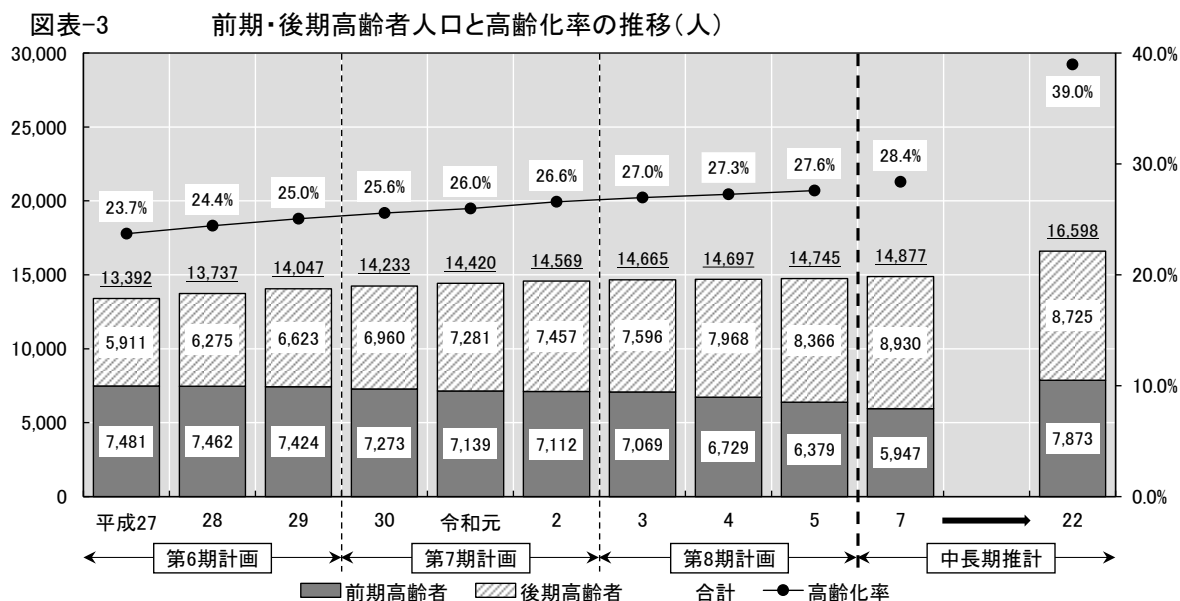
第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計

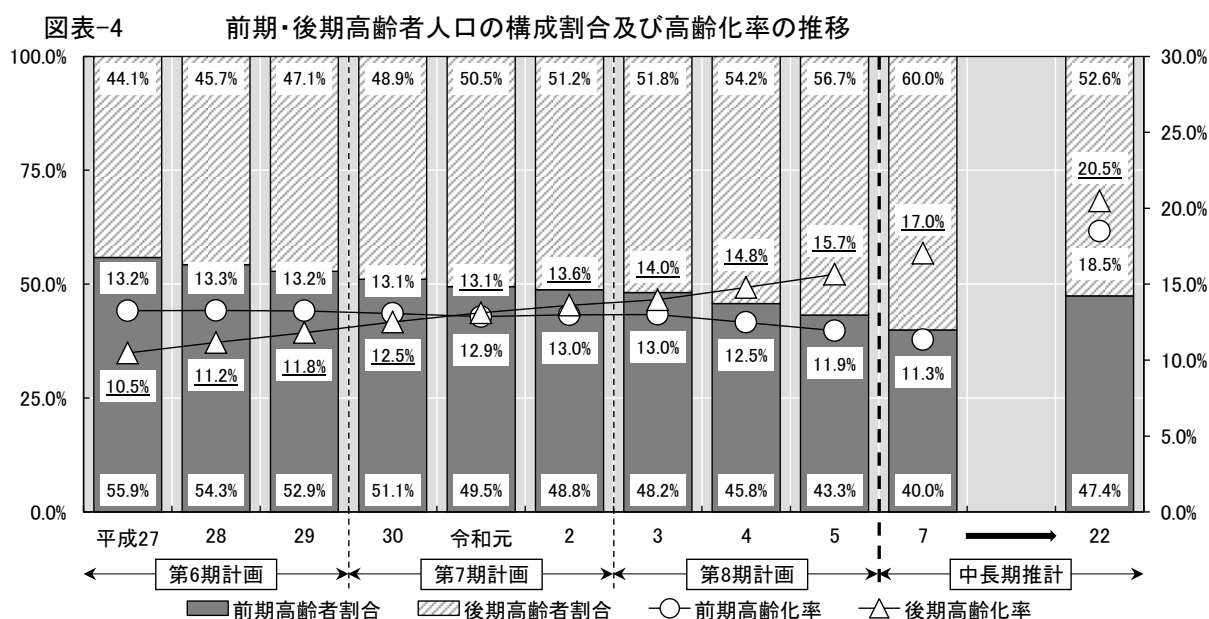
② 高齢者人口と高齢化率

高齢者の人口は増加傾向にある中、令和2年では14,569人、高齢化率は26.6%となっており、2025年（令和7年）には14,877人、28.4%、2040年（令和22年）には16,598人、39.0%となる見込みです。

平成27年から令和2年までの高齢者数の推移では1,177人の増加があり、そのうち前期高齢者（65歳～74歳）は369人の減少、後期高齢者（75歳以上）は1,546人の増加となっています。



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚労省)



出典：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)、(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚労省)

(2) 65歳健康寿命

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、平均寿命とは異なります。国においては国民生活基礎調査の集計データ等により算出しています。

東京都では、65歳を迎えた人が、その後何らかの障害のために要介護（要支援）認定を受けるまでの平均年齢を、65歳健康寿命としています。

■ 65歳健康寿命の算出イメージ

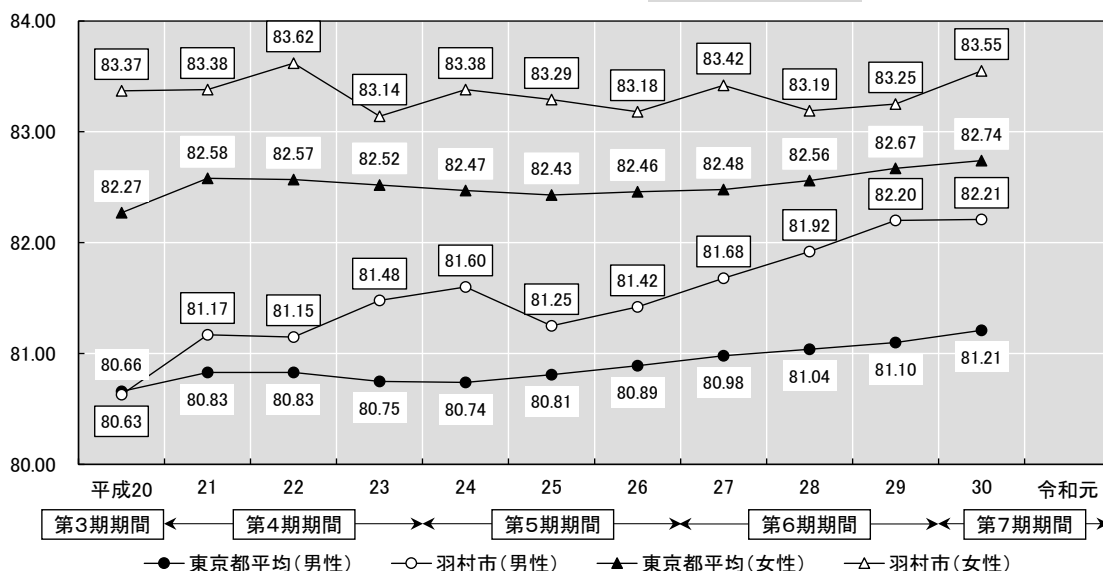


東京都では、生活習慣病及びフレイル（高齢者が筋力や活動が低下している状態（虚弱））の進行による寝たきり、認知症等の要介護状態になる人の増加を抑制するため、健康寿命の延伸を掲げています。

令和2年6月に公表された、市の平成30年の健康寿命は、男性が82.21歳、女性が83.55歳で東京都平均より男性が1.00歳、女性が0.81歳長くなっています。

また、町村を除く都内49市区中、男性が4位、女性が5位となっており、男性・女性ともに健康寿命は上昇傾向にあります。

図表-5 東京都・羽村市の性別の健康寿命（歳） 令和元年は未公表



出典：東京都福祉保健局 都内各区市町村の65歳健康寿命

(3) 認知症高齢者

平成30年から令和2年にかけて、何らかの認知症の症状があるとされる日常生活自立度Ⅰ以上、見守りまたは支援が必要とされるⅡ以上の認知症高齢者の推移を見ると、65歳以上ではⅠ以上が112人、Ⅱ以上が71人増加しています。

図表-6 自立度Ⅰ・Ⅱ以上の認定者(第1号)の推移(人、%)

区分	平成30年	令和元年	令和2年
認定者数	2,107	2,202	2,262
うち自立度Ⅰ以上	1,595	1,672	1,707
(割合)	75.7	75.9	75.5
うち自立度Ⅱ以上	1,148	1,224	1,219
(割合)	54.5	55.9	53.9

出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

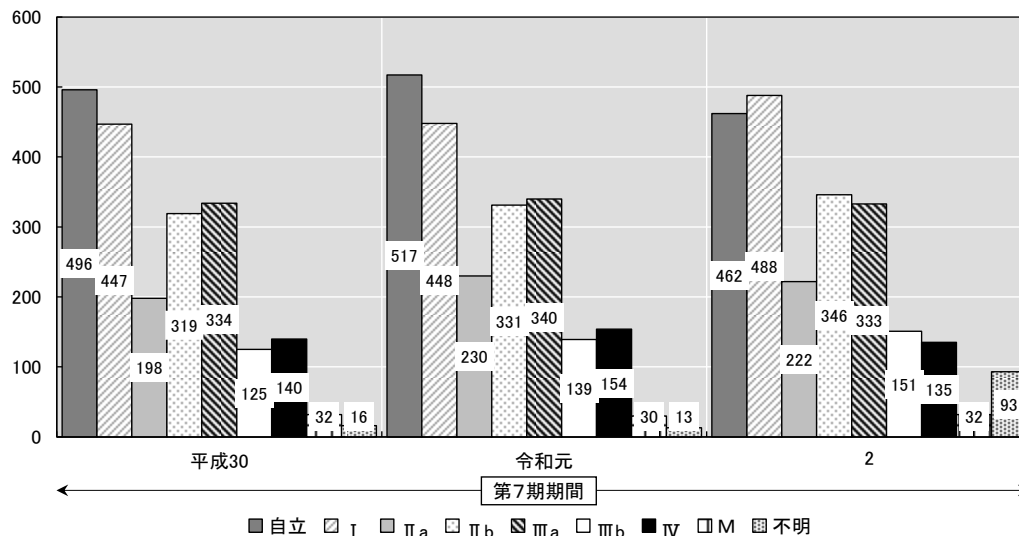
※ 抽出方法が異なるため、図表9・11とは認定者数が一致しない。以下、図表7・8も同じ。

※ 第1号 :65歳以上の者

自立度Ⅰ:何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

自立度Ⅱ:日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

図表-7 要支援・要介護認定者の認知症自立度の分布の推移(人)



出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

図表-8 自立度Ⅱ以上の前期・後期高齢者の占める割合の推移(人、%)

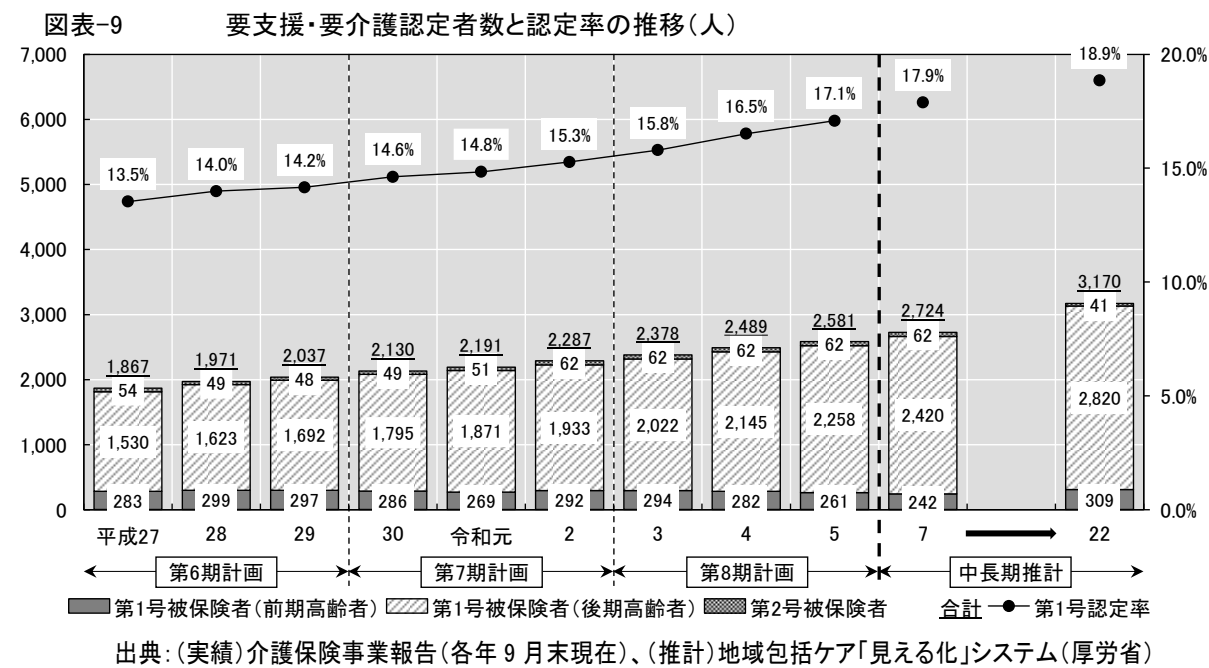
区分	平成30年	令和元年	令和2年
認定者数	1,148	1,224	1,219
うち前期高齢者数	122	123	122
(割合)	10.6	10.0	10.0
うち後期高齢者数	1,026	1,101	1,097
(割合)	89.4	90.0	90.0

出典:羽村市認知症高齢者分布調査報告書(各年9月末現在)

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

市の要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、2025 年（令和 7 年）には 2,724 人、2040 年（令和 22 年）には 3,170 人となる見込みです。特に後期高齢者の認定者数は、同じく 2025 年（令和 7 年）には 2,420 人、2040 年（令和 22 年）には 2,820 人となる見込みです。



市の要支援・要介護認定者に占める後期高齢者の割合は、2025 年（令和 7 年）以降には9割を占める見込みです。

図表-10

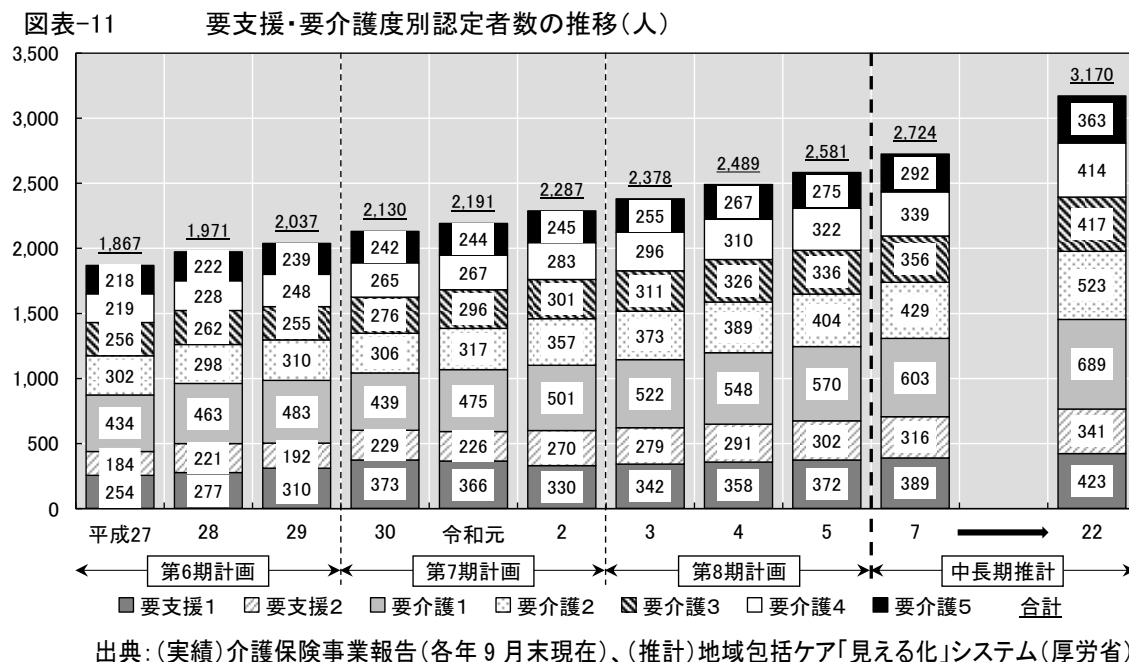
1号被保険者の要支援・要介護認定者に占める前期・後期高齢者割合の推移(人、%)

区分	第6期計画			第7期計画			第8期計画			中長期推計	
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 7年	令和 22年
	認定者数	1,813	1,922	1,989	2,081	2,140	2,225	2,316	2,427	2,519	2,662
前期高齢者割合	15.6	15.6	14.9	13.7	12.6	13.1	12.7	11.6	10.4	9.1	9.9
後期高齢者割合	84.4	84.4	85.1	86.3	87.4	86.9	87.3	88.4	89.6	90.9	90.1

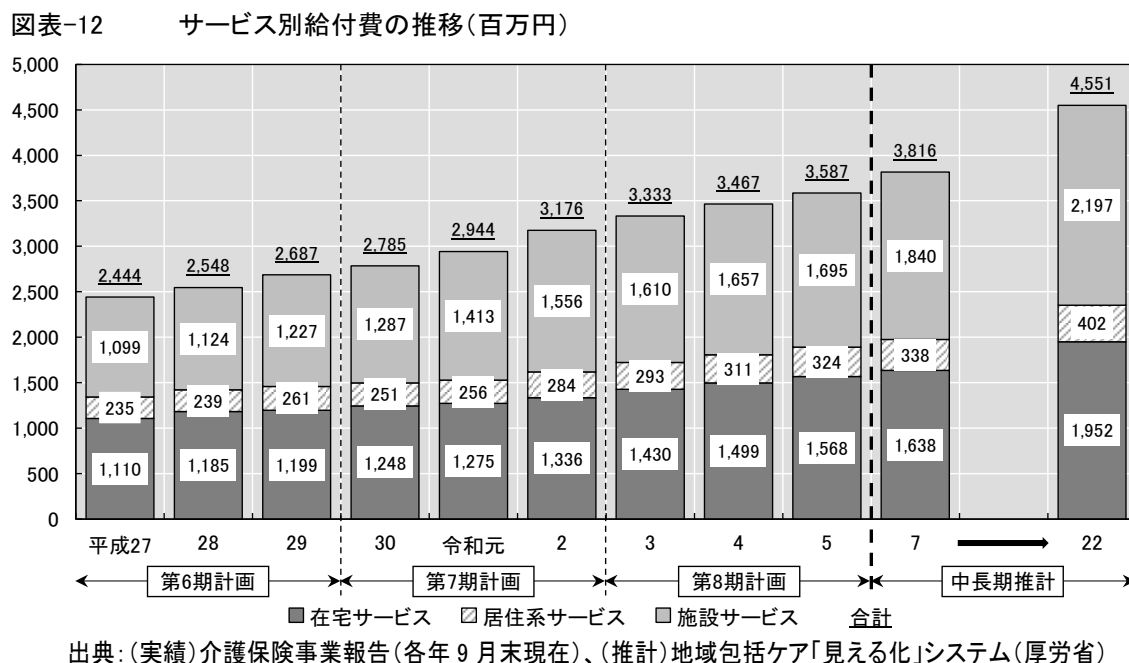
出典: (実績)介護保険事業報告(各年9月末現在)、(推計)地域包括ケア「見える化」システム(厚労省)

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

市の認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和2年現在では、要介護1が全体の21.9%（501人）で1番多く、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が63.8%（1,458人）を占めています。軽度認定者が2025年（令和7年）には63.8%（1,737人）、2040年（令和22年）には62.3%（1,976人）となる見込みです。



市のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、在宅サービスと施設サービスが大きな割合を示しています。



第3節 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施

第8期計画の基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

本調査は、①65 歳以上の市民の方、②要介護認定を受けている方を対象として、生活実態や福祉・介護サービスに関する利用動向などをお伺いしました。

なお、調査結果の詳細は、「羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書」に取りまとめています。

No.	種 類	対象者	備 考
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・市内在住 65 歳以上の市民 ・そのうち介護保険認定者(要支援認定者)を含む 1,200 人を抽出	中学校区別人口比率に応じた層化抽出
2	在宅介護実態調査	・市内在住 65 歳以上の市民 ・そのうち施設入所者を除く介護保険認定者(期間内に認定の更新・区分変更申請に伴う認定調査を行った方)	

種 類	対象者	有効回収件数	有効回収率
① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,200 人	833 件	69.4%
② 在宅介護実態調査	-	377 件	-

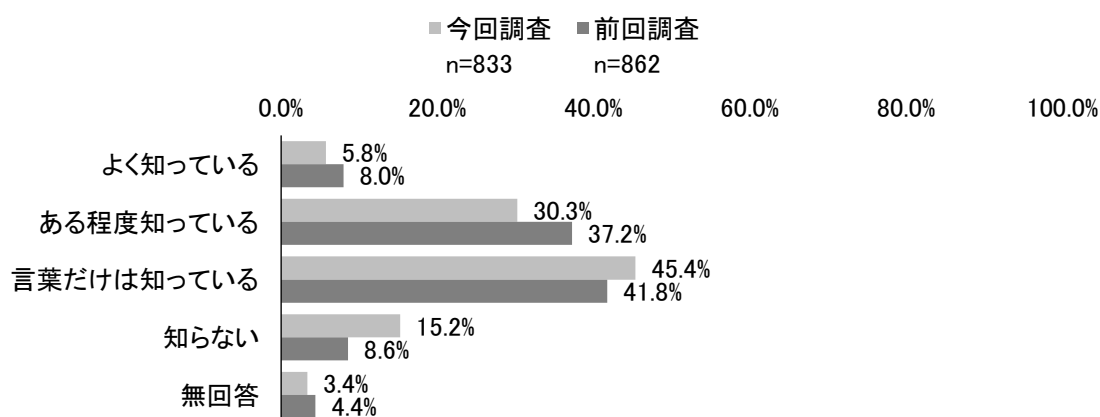
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握します。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、第8期計画に反映します。

① 在宅医療について

在宅医療については、「言葉だけは知っている」が最も多く45.4%、次いで「ある程度知っている」が30.3%、「知らない」が15.2%となっています。

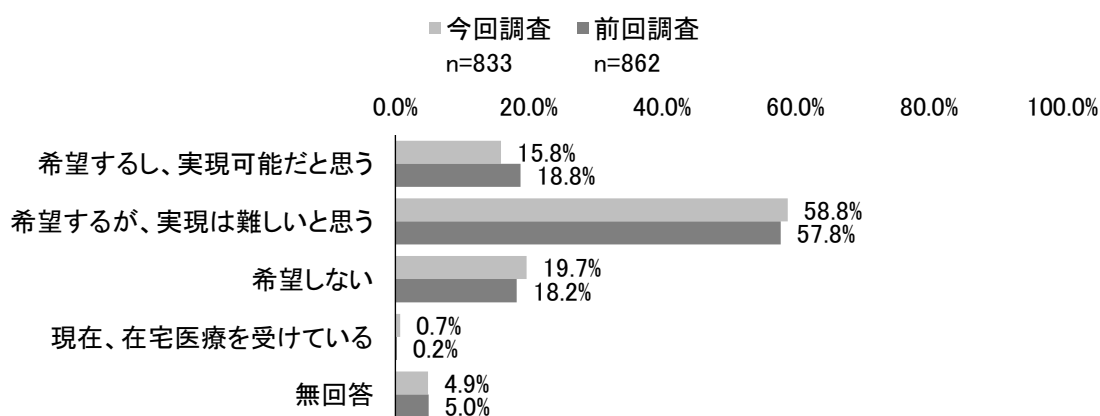
図表-13 在宅医療の認知



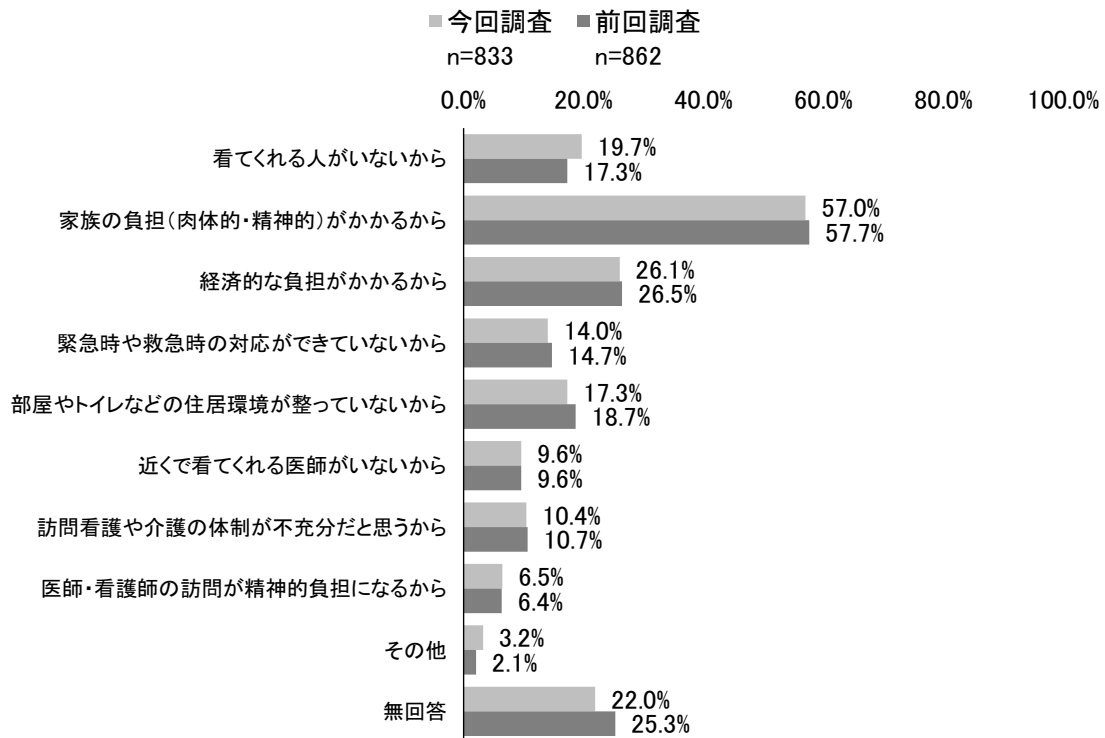
② 長期間の治療・療養が必要となった場合の在宅医療の希望について

在宅医療については、「希望するが、実現は難しいと思う」が58.8%と最も多く、その理由は、「家族の負担（肉体的・精神的）がかかるから」が57.0%と最も多くなっています。

図表-14 在宅医療の希望



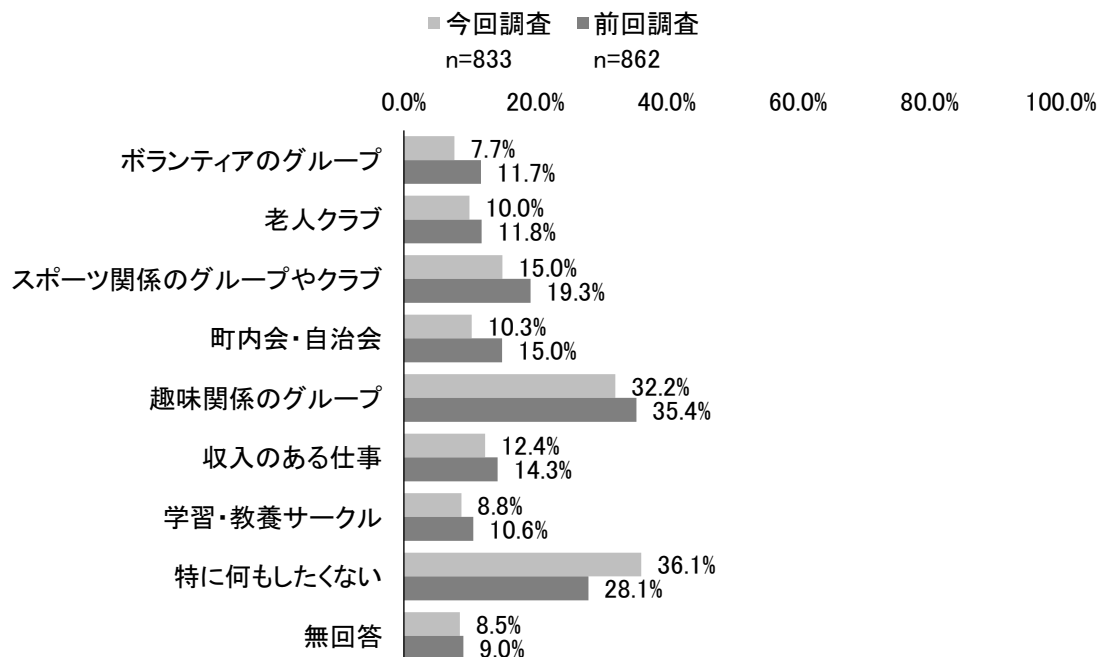
図表-15 在宅医療が難しいと思う理由



③ 希望する社会参加について

希望する社会参加については、「特に何もしたくない」が36.1%と最も多く、その理由は、「自身の身体機能が低下しているため」が64.5%と最も多くなっています。

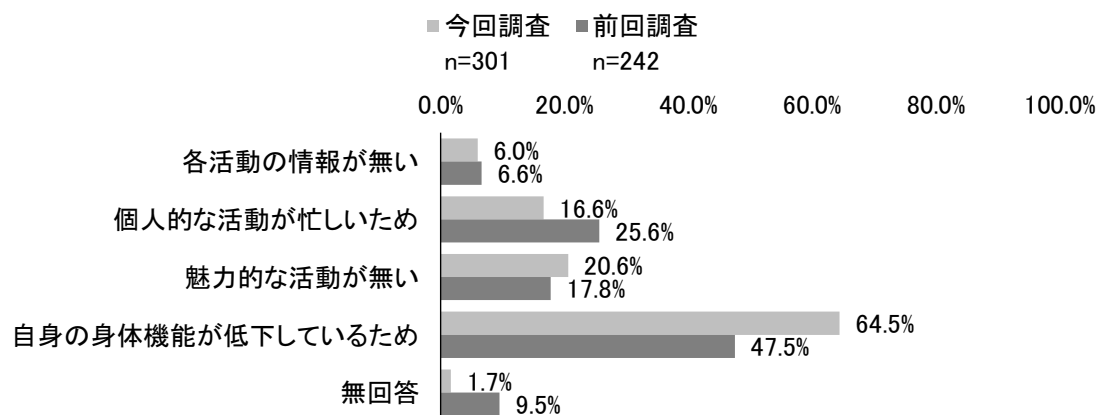
図表-16 今後、希望する社会参加



第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第3節 ニーズ調査結果の概要

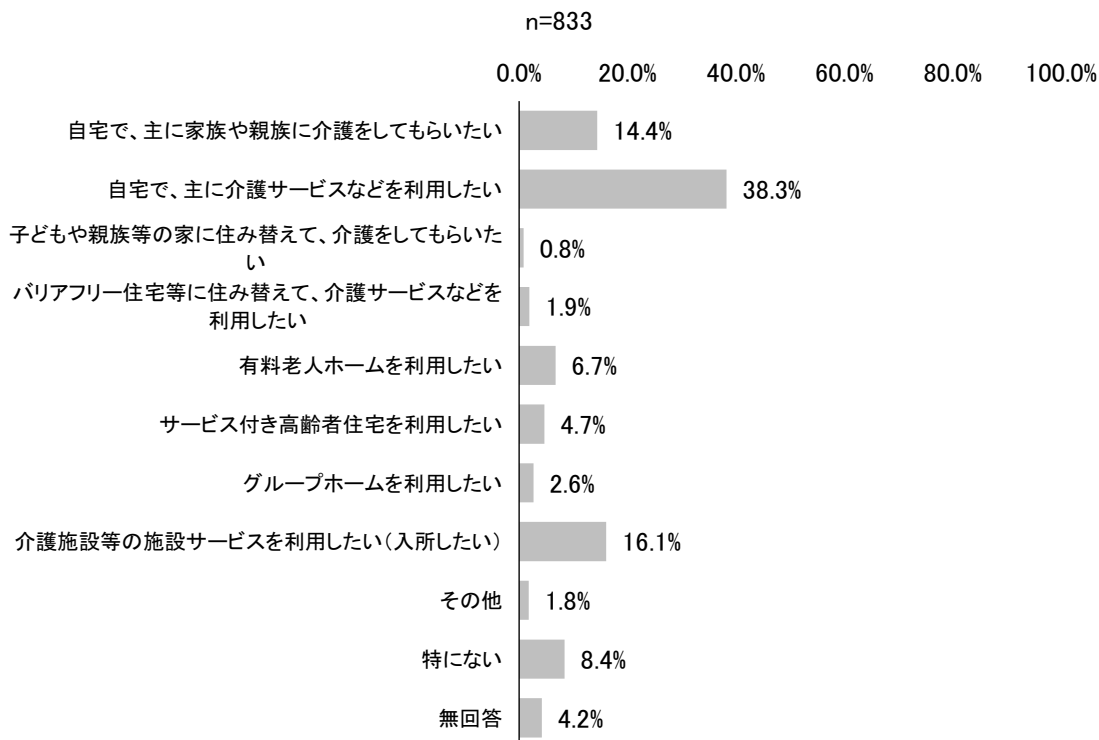
図表-17 「特に何もしたくない」と回答した理由



④ 要介護（要支援）認定を受けた場合に希望する生活について

希望される生活については、「自宅で、主に介護サービスなどを利用したい」が最も多く38.3%、次いで「介護施設等の施設サービスを利用したい（入所したい）」が16.1%、「自宅で、主に家族や親族に介護をしてもらいたい」が14.4%となっています。

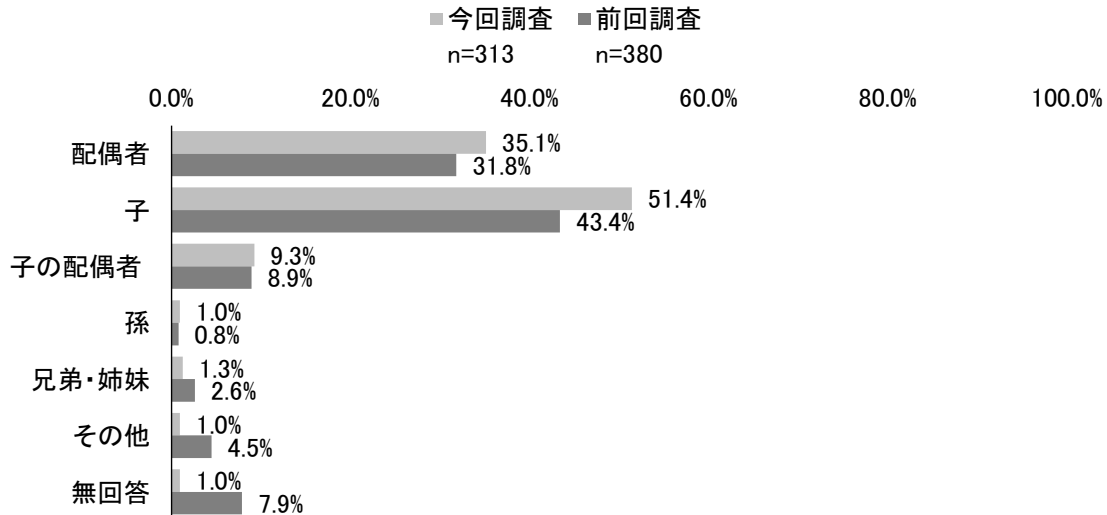
図表-18 要介護（要支援）認定を受けた場合、希望する生活



⑤ 主な介護者について

主な介護者は、「子」が最も多く51.4%、次いで「配偶者」が35.1%、「子の配偶者」が9.3%となっています。

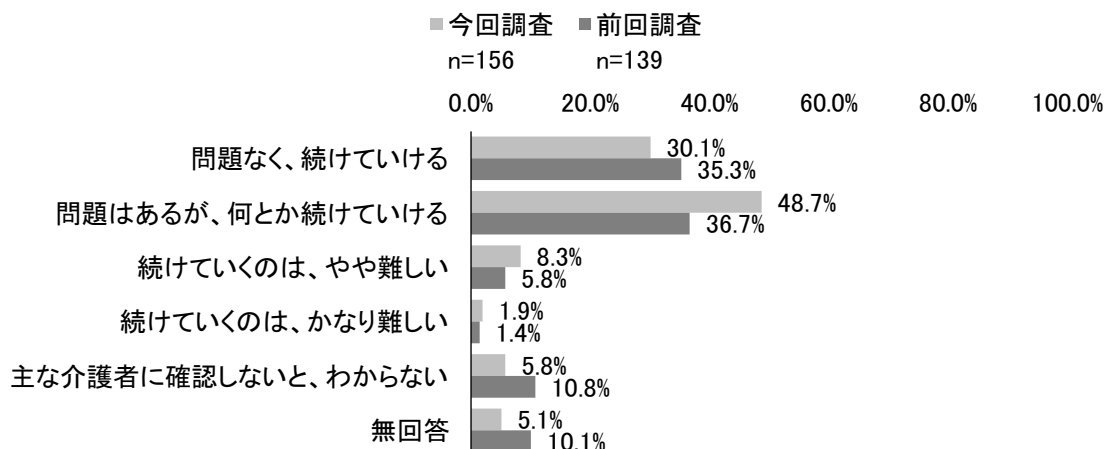
図表-19 主にどなたの介護、介助を受けていますか



⑥ 働きながらの介護について

働いている主な介護者は、働きながらの介護の継続は、「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多く48.7%、次いで「問題なく、続けていける」が30.1%、「続けていくのは、やや難しい」が8.3%となっています。

図表-20 働きながらの介護の継続



⑦ 生活機能リスクの状況

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、見える化システムの活用により、生活機能リスクの割合を、年齢・圏域別に算出することができます。本項では、国の見える化システムを活用した、算出結果のうち、主要な内容を掲載します。

1. 運動器機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	18.0	8.5	9.5	82.0
男性(%)	7.9	3.4	4.5	35.9
女性(%)	10.1	5.1	5.0	46.1

2. 栄養改善リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	7.7	3.8	3.9	92.3
男性(%)	3.2	1.4	1.8	38.6
女性(%)	4.5	2.4	2.1	53.7

3. 咀嚼（そしゃく）機能リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	31.9	15.8	16.1	68.1
男性(%)	14.1	7.1	7.0	30.2
女性(%)	17.8	8.7	9.1	37.9

4. 閉じこもりリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	17.2	7.4	9.8	82.8
男性(%)	7.4	3.1	4.3	35.3
女性(%)	9.8	4.3	5.5	47.5

5. 認知症リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	42.9	19.7	23.2	57.1
男性(%)	19.2	8.9	10.3	25.6
女性(%)	23.7	10.8	12.9	31.5

6. うつリスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	43.0	20.6	22.4	57.0
男性(%)	20.0	9.8	10.2	26.5
女性(%)	23.0	10.8	12.2	30.5

7. IADL が低い高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	8.1	3.1	5.0	91.9
男性(%)	3.3	1.6	1.7	37.3
女性(%)	4.8	1.5	3.3	54.6

※ 手段的日常生活動作(IADL)とは、基本的日常生活動作(BADL)の次の段階を指し、「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指します。

8. 転倒リスク高齢者の割合

	該当			非該当
		前期 高齢者	後期 高齢者	
市全体(%)	27.5	11.7	15.8	72.5
男性(%)	12.4	5.6	6.8	32.9
女性(%)	15.1	6.1	9.0	39.6

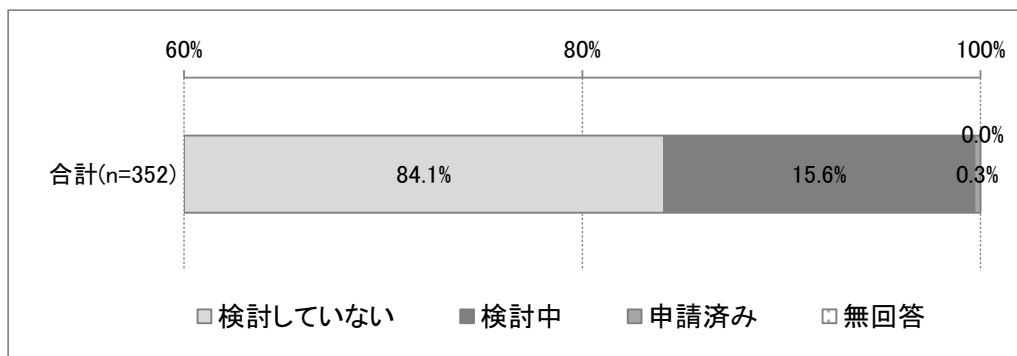
(3) 在宅介護実態調査の結果

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方」を検討することを目的とし、第8期計画に反映します。

① 施設入所等検討の状況

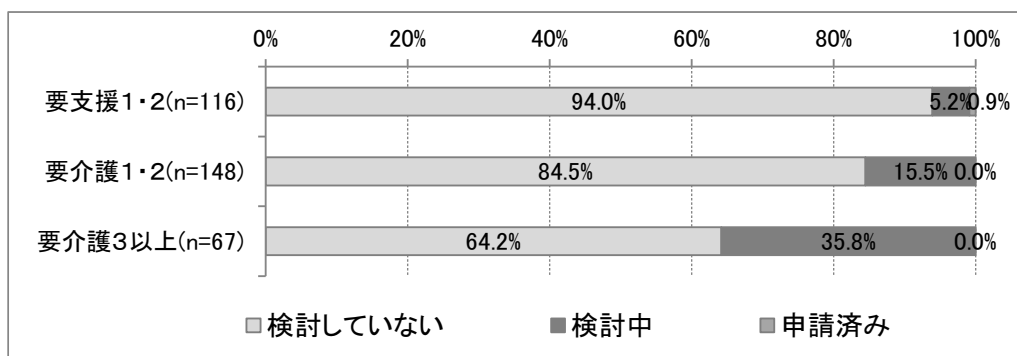
■ 施設等検討の状況

施設等の検討状況については、「検討していない」が84.1%となっています。



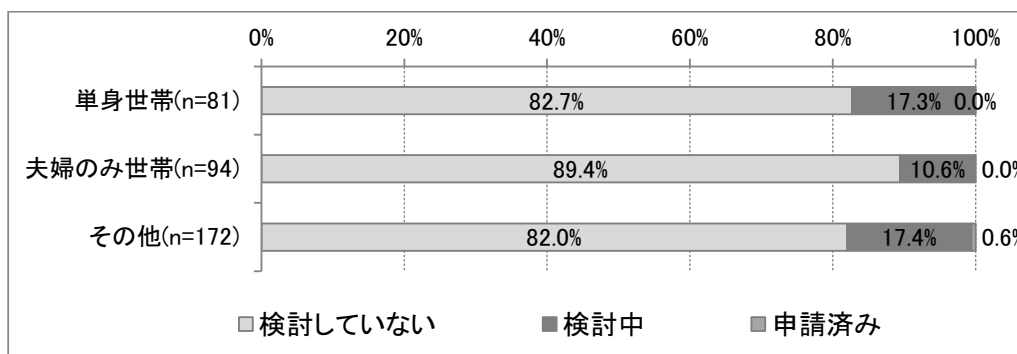
■ 要介護度別・施設入所等検討の状況

要介護度別・施設入所等の検討状況について、「検討していない」の割合は、要支援1・2が94.0%、要介護1・2が84.5%、要介護3以上が64.2%となっています。



■ 世帯類型別・施設入所等検討の状況

世帯類型別・施設入所等の状況については、「検討していない」の割合は、夫婦のみ世帯が89.4%と最も多く、次いで、単身世帯が82.7%となっています。



② 要介護度別の「主な介護者が不安に感じる介護」の変化

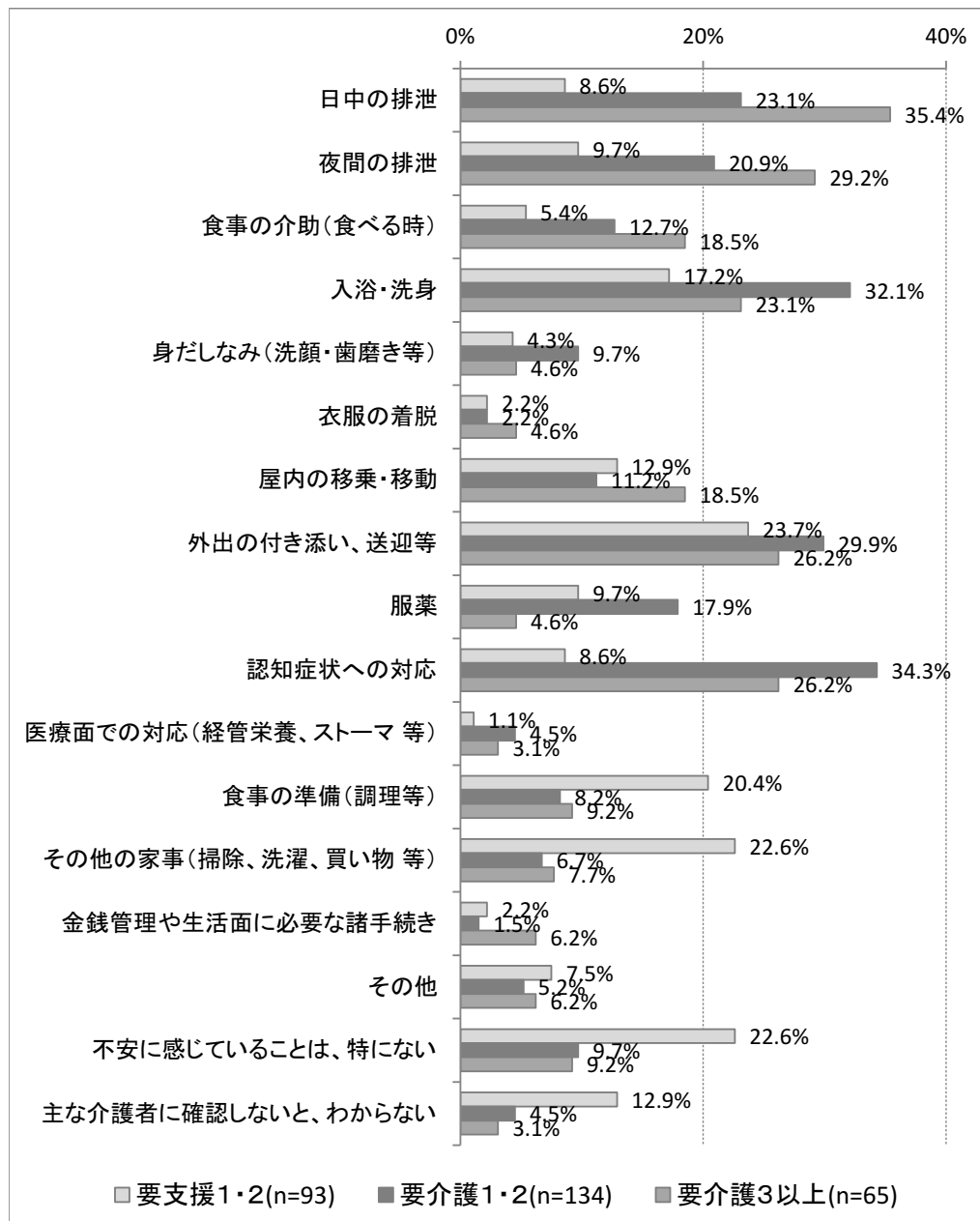
主な介護者が不安に感じる介護に着目することで、在宅生活の限界点を推測することが可能になります。

■ 要介護度別・介護者が不安に感じる介護

要介護度別・介護者が不安に感じる介護については、要支援1・2では、「外出の付き添い、送迎等」が23.7%と最も多く、次いで、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」と「特にない」が22.6%となっています。

要介護1・2では、「認知症状への対応」が34.3%と最も多く、次いで、「入浴・洗身」が32.1%、「外出の付き添い、送迎等」が29.9%となっています。

要介護3以上では、「日中の排泄」が35.4%と最も多く、次いで、「夜間の排泄」が29.2%、「外出の付き添い、送迎等」と「認知症状への対応」が26.2%となっています。

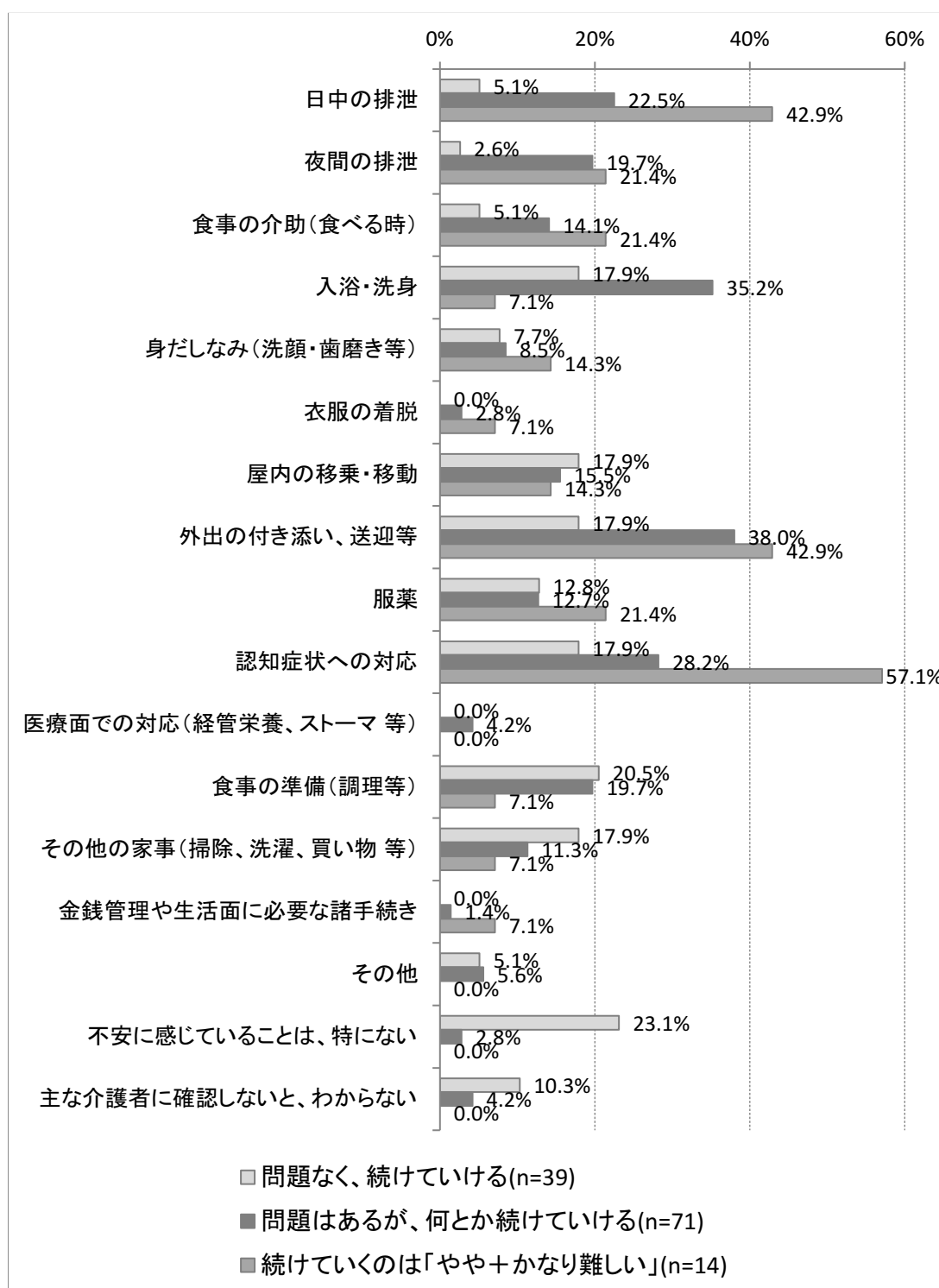


③ 「主な介護者が不安に感じる介護」と「就労継続見込み」の関係

「主な介護者が不安に感じる介護」については、どのような介護等で不安が増加しているかに着目することで、就労継続の可否を判断するポイントを把握することができます。

■ 就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）

就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護について、「続けていくのは『やや＋かなり難しい』」としているのは、「認知症状への対応」が57.1%と最も多く、次いで、「日中の排泄」と「外出の付き添い、送迎等」が42.9%となっています。



第4節 高齢者福祉の課題の整理

人口動態や要介護認定状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査等から挙げられる課題を整理します。

- ① 高齢者人口は2040年に向け緩やかに増加。健康寿命は良好のため第8期計画期間に求められる需要に合わせたサービス基盤の整備に取り組みます。

- ・老年人口の中長期推計は、2025年（令和7年）に14,877人・28.4%、2040年（令和22年）に16,598人・39.0%を見込んでいます。2020年から2040年の年間の平均高齢化率の伸びは、0.62ポイント増であり、緩やかに増加していきます。
- ・総人口に占める老年人口の割合は約3割となり、そのうち後期高齢者の占める割合が過半数となっています。
- ・認定率は微増が見られますが、約8割の高齢者が認定を受けずに生活しており、健康寿命は比較的良好な状態にあります。
- ・認知症高齢者は、横ばいで推移しています。

- ② 介護認定を受けても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携を多職種で推進するとともに、介護者を支援していきます。

- ・要介護認定を受けた場合にも、多くの方が、自宅で介護サービスを利用しながら生活することを希望しています。
- ・在宅医療は、ほとんどの方に知られていない状況にあります。
- ・長期治療や療養が必要となった場合には、過半数の方が在宅医療を希望していますが、実現は難しいと思っています。その理由に、家族の負担（精神的・肉体的）を挙げています。
- ・主な介護者は、子と配偶者が多く、働いている介護者は、問題はあるが何とか仕事を続けている方が約半数となっています。

- ③ 高齢者の社会参加を推進するため、健康増進や介護予防に取り組みます。

- ・社会参加については、「何もしたくない」が約4割と最も多くなっています。
- ・その理由は、「自身の身体機能が低下しているため」が最も多くなっています。

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

市では、計画の策定に際しては、第7期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

【基本理念】

◆ 自立と尊厳の保持

高齢になっても社会の一員としてそれぞれの役割をもち、かつ、尊厳が保たれた中で、自立した質の高い生活が送れることを目指します。

◆ 健康で生きがいをもてる「生涯現役社会」の実現

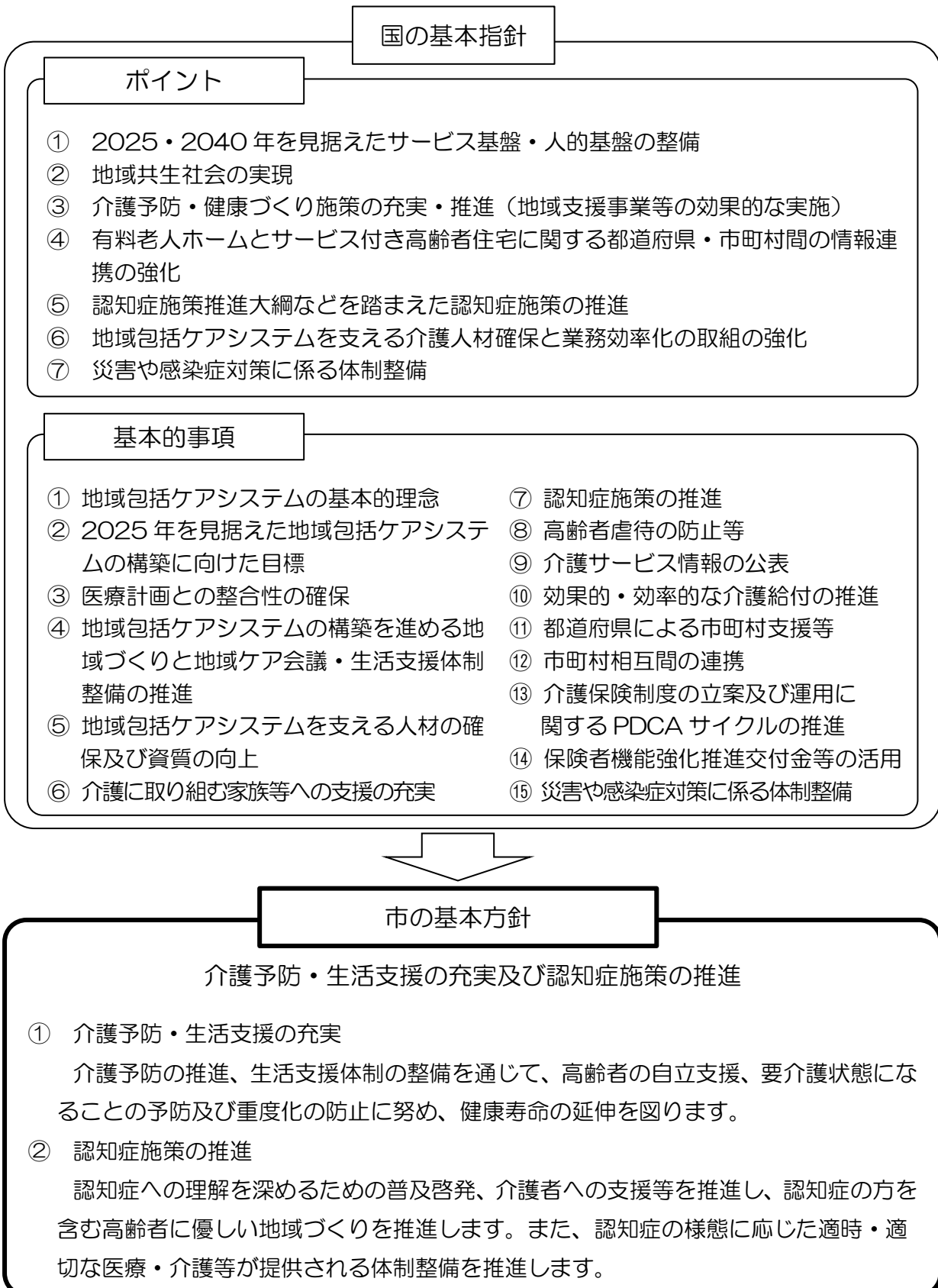
高齢者自らが積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯現役社会」の実現を目指します。

◆ とともに助けあい支えあうまちの実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民・企業・市等の協働により地域の力を向上させ、ともに助けあい支えあうまちを目指すとともに、見守り等の生活支援や、成年後見等の権利擁護といったさまざまな支援を包括的、継続的につないでいく「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

(2) 基本方針

市では、国が示す介護保険サービス等の基本指針を踏まえ、地域包括ケアシステムの具現化を推進するため、市の基本方針を次のとおりとします。



第2節 基本目標及び施策の体系

(1) 基本目標及び体系の設定

第8期計画では、基本理念の実現に取り組むため、第7期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標及び施策の体系を掲げます。

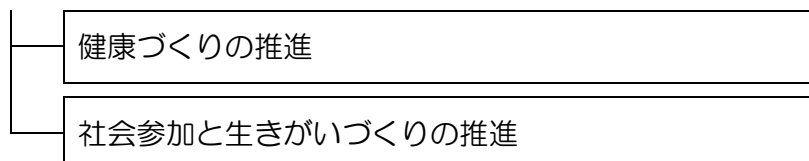
基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

高齢者人口の増加に伴い、「元気高齢者」の割合も増加しており、年齢や能力にとらわれず、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を送るためにも、介護と保健事業の連携を強化し、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

市では、地域の一員として積極的な関わりを持ちながら、高齢者が生きがいのある生活が続けるとともに、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、高齢者の社会参加を促進します。

また、介護予防・健康づくり施策の充実・推進に取り組み、「元気高齢者」の増加、「健康寿命」の延伸に取り組み、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指します。

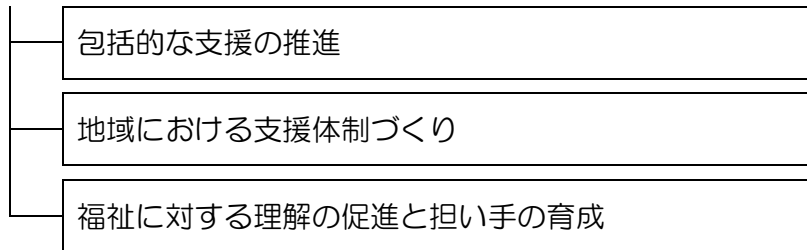


基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの実現のため、令和7年までの医療と介護の連携、地域での在宅生活の支援、見守り体制の構築等が求められています。

また、高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。

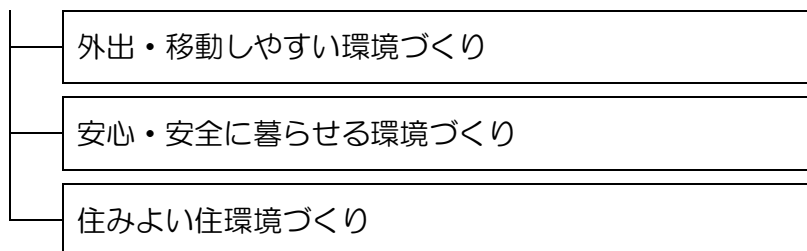
市では、引き続き地域包括ケア体制の充実を図り、地域における総合的な支援体制づくりに取り組み、2025年（令和7年）までの地域包括ケアシステムの構築を目指します。



基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者の自立した生活を促進するために、居住の確保や住みよいまちづくりに努めるとともに、防災・防犯体制を整備し、生活しやすい環境づくりに努め、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

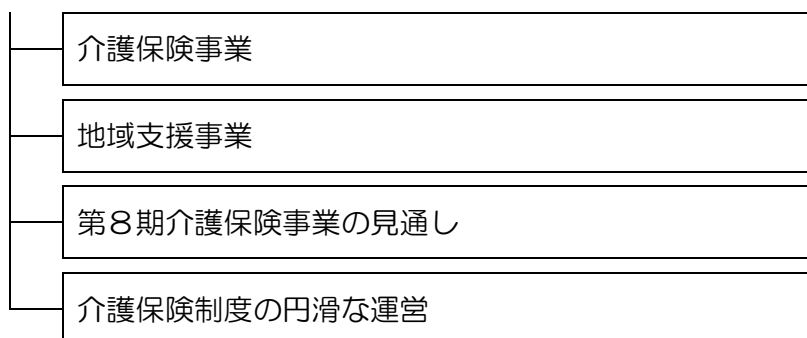
市では、居住の支援や市内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりに取り組みます。また、災害や感染症対策、防犯・交通安全対策を推進し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指します。



基本目標4 介護保険制度の適切な運用

人口の見通しや、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、介護予防・生活支援の充実促進、認知症施策や在宅医療・介護連携の取組等により、地域共生社会の実現を目指して、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備します。

また、誰もが安心して制度を利用できるよう、認定や給付の公正化・適正化に努めるとともに、介護人材確保及び業務効率化を図り、介護保険制度の円滑な運用を図ります。



(2) 施策の体系

基本目標1 生涯現役に向けた環境づくり

施策(大別)	施策(中別)	主要事業	頁
第1節 健康づくり の推進	(1)健康はむら21等の推進	1. 健康手帳による健康管理	P42
		2. 健康教育の推進	P43
		3. 健康なんでも相談の推進	P43
		4. 健康増進法による健康診査の推進	P44
	(2)運動を通じた健康づくりの推進	1. 四季のウォークの実施	P45
		2. 体力づくり教室(運動ダイエット)の開催	P46
		3. 健康体操の実施	P46
		4. 健康づくりに関する意識啓発事業の実施	P47
	(3)特定健康診査等の促進	1. 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の促進	P48
		2. 健康診査の促進	P49
		3. ヘルスアップ健康診査の促進	P49
第2節 社会参加と 生きがいつ くりの推進	(1)高齢者の就労促進	1. シルバー人材センターへの運営支援	P50
		2. 就業・社会参加の促進	P50
		3. 就業の促進	P51
	(2)生きがいつくり事業の推進	1. 敬老のつどい事業の実施	P52
		2. 高齢者レクリエーションのつどいの開催	P52
		3. 軽スポーツ等の活動の場の提供	P53
		4. 高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援	P53
		5. 世代間交流の推進(P84に再掲)	P54
		6. 高齢者福祉バスの運行	P54
		7. お好み講座、いきいき講座の充実	P55
		8. 市民協働事業の推進	P56
		9. 老人福祉センターの運営	P56
		10. ひとり暮らし高齢者いきいきの一日事業の開催	P56
		11. 援農ボランティア制度の運用	P57
	(3)社会貢献活動への参加促進	1. 高齢者クラブ友愛活動への支援(P72に再掲)	P58
		2. 高齢者のボランティア活動の促進	P59
		3. 夢・寿事業の運営	P59
		4. アクティブシニア向けの講座等の開催	P60

基本目標2 地域における総合的な支援体制づくり

施策(大別)	施策(中別)	主要事業	頁
第1節 包括的な支援の推進	(1)相談支援体制の充実	1. 総合相談事業(P113に再掲)	P61
		2. 生活困窮者自立支援事業	P61
		3. ふれあい相談事業の支援	P62
	(2)権利擁護の推進	1. 高齢者虐待の防止	P63
		2. 緊急短期入所	P63
		3. 成年後見制度の推進	P64
第2節 地域における支援体制づくり	(1)地域ケアの推進	1. 小地域ネットワーク活動の支援(P70に再掲)	P65
		2. 市民活動センターの運営(P76に再掲)	P65
		3. 協働による事業運営の推進	P66
		4. 町内会・自治会活動への支援	P66
		5. 協働事業の市民提案制度の実施	P67
		6. 福祉サービス総合支援事業の充実	P67
	(2)高齢者の見守り活動	1. 緊急通報システム事業	P68
		2. 民生・児童委員等との連携(P82に再掲)	P68
		3. 友愛訪問員活動の充実	P69
		4. 小地域ネットワーク活動の支援(P65の再掲)	P70
		5. 高齢者福祉電話事業(P79に再掲)	P70
		6. 救急医療情報キットの配布	P71
		7. 保健・医療及び福祉関係団体との連携	P71
		8. 配食サービス事業	P72
		9. 高齢者クラブ友愛活動への支援(P58の再掲)	P72
		10. 高齢者見守り事業の実施	P73
	(3)認知症高齢者や家族介護者への支援	1. 徘徊高齢者探索サービス事業	P74
		2. 家族介護者への支援(P121に再掲)	P74
		3. 家族介護慰労金の支給(P121に再掲)	P75
	(4)ボランティア活動への支援・NPOとの協働	1. 地域福祉ボランティア講座・講習会の実施	P76
		2. 市民活動センターの運営(P65の再掲)	P76
		3. はむら人ネット(人材バンク)の充実と活用	P77
	(5)経済的負担の軽減	1. 自立支援住宅改修給付事業(P93に再掲)	P78
		2. 上下水道使用料助成	P79
		3. 高齢者福祉電話事業(P70の再掲)	P79

第4章 基本理念及び施策の展開

第2節 基本目標及び施策の体系

			4. 高齢者おむつ給付事業	P80
			5. ねたきり高齢者等寝具乾燥事業	P80
			6. 車いす等福祉機器の貸出し	P80
			7. 養護老人ホームへの入所措置	P81
			8. 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業の実施	P81
第3節 福祉に対する理解の促進と担い手の育成	(1)福祉情報の提供		1. 市民への情報提供及び啓発	P82
			2. 民生・児童委員等との連携(P68 の再掲)	P82
			3. 「まちづくり出前講座」の実施	P83
			4. 「ふれあい福祉のしおり」の発行・配布	P83
	(2)福祉意識の醸成		1. 福祉教育の充実	P84
			2. 福祉意識の啓発	P84
			3. 世代間交流の推進(P54 の再掲)	P84

基本目標3 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策(大別)	施策(中別)	主要事業	頁
第1節 外出・移動 しやすい環 境づくり	(1) 公共施設等のバリアフリー化	1. 公共施設のバリアフリー化の推進	P85
		2. 歩行者の安全に配慮した道路の整備	P85
		3. 安全な歩行通路の確保	P85
	(2) 高齢者の移動手段の確保	1. ふれあいキャリーへの支援	P86
		2. NPO等による福祉有償運送事業の支援	P86
		3. コミュニティバス「はむらん」の運行の充実	P87
		4. 福祉輸送(福祉タクシー)事業等の紹介	P87
第2節 安心・安全 に暮らせる 環境づくり	(1) 防災対策の推進	1. 避難行動要支援者の支援体制の推進	P88
		2. 福祉避難所の開設・運営	P88
		3. 要援護高齢者の避難先の確保	P89
		4. 火災安全システム事業	P89
	(2) 感染症対策の推進		
	(3) 防犯対策・交通安全対策の推進	1. 地域ぐるみでの防犯活動の推進	P91
		2. 交通安全対策の推進	P91
		3. 道路の安全対策の推進	P91
		4. 消費生活被害の防止	P92
第3節 住みよい住 環境づくり	(1) 住まいのバリアフリー化	1. 自立支援住宅改修給付事業(P78の再掲)	P93
	(2) 高齢者の居住支援	1. シルバーピア(高齢者集合住宅)事業の提供	P94
		2. サービス付き高齢者向け住宅・住宅 型有料老人ホーム等の設置状況	P94
		3. 住宅セーフティネット制度の紹介	P95
		4. 高齢者に配慮した市営住宅の整備	P95

第4章 基本理念及び施策の展開
第2節 基本目標及び施策の体系

基本目標4 介護保険制度の適切な運用

施策(大別)	施策(中別)	施策(小別)	主要事業	頁
第1節 介護保険事業	(1) 居宅(介護予防)サービス	① 訪問サービス	1. 訪問介護(ホームヘルプ)	P96
			2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	P96
			3. 訪問看護・介護予防訪問看護	P97
			4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	P97
			5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	P97
		② 通所サービス	1. 通所介護(デイサービス)	P98
			2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	P98
		③ 短期入所サービス	1. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	P99
			2. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	P99
		④ 福祉用具・住宅改修サービス	1. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	P100
			2. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	P100
			3. 住宅改修費・介護予防住宅改修費	P100
		⑤ その他のサービス	1. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	P101
			2. 居宅介護支援・介護予防支援	P101
	(2) 地域密着型(介護予防)サービス	① 訪問・通所系サービス	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P102
			2. 夜間対応型訪問介護	P102
			3. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	P103
			4. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	P103
			5. 看護小規模多機能型居宅介護	P103
			6. 地域密着型通所介護	P104
		② 施設・居住系サービス	1. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	P105

第4章 基本理念及び施策の展開
第2節 基本目標及び施策の体系

				2. 地域密着型特定施設入居者生活介護	P105		
				3. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	P105		
第2節 地域支援事業	(3)施設サービス	① 施設サービス		1. 介護老人福祉施設	P106		
				2. 介護老人保健施設	P106		
				3. 介護医療院	P107		
				4. 介護療養型医療施設	P107		
	(1)介護予防・日常生活支援総合事業	① 介護予防・生活支援サービス事業		1. 訪問型サービス	P108		
				2. 通所型サービス	P109		
				3. その他の生活支援サービス	P109		
				4. 介護予防支援事業	P109		
		② 一般介護予防事業		1. 介護予防事業対象者の把握事業	P110		
				2. 介護予防普及啓発事業	P111		
				3. 地域介護予防活動支援事業	P111		
				4. 一般介護予防事業評価事業	P112		
				5. 地域リハビリテーション活動支援事業	P112		
		(2)包括的支援事業	① 地域包括支援センターの運営		1. 総合相談事業(P61の再掲)	P113	
					2. 権利擁護事業	P113	
					3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	P114	
					4. 地域包括支援センターの機能強化	P114	
			② 在宅医療・介護連携の推進		1. 在宅医療と介護の連携	P115	
				③ 認知症施策の推進		1. 認知症初期集中支援推進事業	P116
						2. 認知症地域支援・ケア向上事業	P117
					3. 認知症サポーター養成事業	P117	
			④ 生活支援体制の整備		1. 生活支援・介護予防サービスの体制整備事業	P118	
				⑤ 地域ケア会議		1. 地域ケア会議の開催	P119
	(3)任意事業	① 介護給付適正化事業			1. 介護給付適正化事業	P120	
			② 家族介護支援事業		1. 家族介護者への支援(P74の再掲)	P121	
				2. 家族介護慰労金の支給(P75の再掲)	P121		

第4章 基本理念及び施策の展開
第2節 基本目標及び施策の体系

第3節 第8期介護 保険事業の 見通し		(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー	① サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー	P122
		(2) 介護保険サービス等の見込み量	① 介護サービス見込み量	1. 居宅サービス給付費 P123
				2. 地域密着型サービス給付費 P124
				3. 施設サービス給付費 P124
				4. 居宅介護支援給付費 P124
				5. 介護給付費 P125
			② 介護予防サービス見込み量	1. 介護予防サービス給付費 P126
				2. 地域密着型介護予防サービス給付費 P127
				3. 介護予防支援給付費 P127
				4. 予防給付費 P127
			③ 標準給付費及び地域支援事業費の見込み	1. 標準給付費 P128
				2. 地域支援事業費 P128
				3. 給付費総額 P128
		(3) 第1号被保険者の介護保険料	① 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合	1. 介護保険事業の財源構成 P129
				2. 第1号被保険者の負担割合 P129
			② 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定	1. 第8期計画の所得段階及び保険料率 P130
				2. 第1号被保険者の保険料の基準額の算出 P130
第4節 介護保険制度の円滑な運営		(1) 介護給付適正化の方針	① 介護給付適正化計画の位置付け	P133
		(2) 円滑な事業運営の推進支援	① 介護保険事業の円滑な運営のための機関	P134
			② 介護保険事業の質の向上・確保	P134
			③ 介護保険事業の情報の提供	P135
			④ サービス利用の促進	P135

		(3) 自立支援・ 重度化防止に 向けた保険者 機能の強化	⑤ 災害・感染症に対する備えの検討		P135
			① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進		P136
			② 自立支援、 介護予防・重度 化防止の推進	1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	P136
				2. リハビリテーションサービス提供体制 に関する取組と目標の設定	P137
				3. 自立支援及び重度化防止等施策の 目標設定と達成状況の評価	P138

〈各 論〉

【基本目標 1】

第 1 章 生涯現役に向けた環境づくり……………42p

【基本目標 2】

第 2 章 地域における総合的な支援体制づくり……………61p

【基本目標 3】

第 3 章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり……………85p

【基本目標 4】

第 4 章 介護保険制度の適切な運用……………96p

第1章 生涯現役に向けた環境づくり

第1節 健康づくりの推進

(1) 健康はむら21等の推進

〔 施策の方針 〕

市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康な心身の維持を図るとともに、生涯現役を目指した健康寿命の延伸を図ります。

1. 健康手帳による健康管理

〔担当：健康課〕

事業概要

健康診査等の結果や血圧・体重の値など、日々の状態を記録することで、自分の健康管理に役立てられるよう健康手帳を配布します。

今後の方向性

事業・相談の機会を通して、日々の健康管理の必要性について説明を行い、健康手帳の配布、活用方法について周知を図ります。

また、多様化する市民ニーズ等に合わせた健康管理の手法について研究を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
健康手帳配布数(件) 40歳以上	55	50	55	55	55	55

※ 令和2年度は見込み値。

2. 健康教育の推進

〔担当：健康課〕

事業概要

自ら健康づくりに取り組むことができるよう、保健師や管理栄養士等による生活習慣病予防の健康教育やこころの健康づくりに着目した講座を開催します。

また、町内会・自治会の要望に応じて、地域集会施設等身近なところで健康づくりが行えるような機会を提供します。

今後の方向性

糖尿病や高血圧などの生活習慣病予防をテーマにした講座を開催し、生活習慣の改善に向けた栄養や運動等の具体的な内容を伝えます。また、町内会・自治会や各種団体等の要望に応じて、身近なところで健康づくりが行えるような機会を提供します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催数(回) 年齢制限なし	34	34	34	36	38	38

※ 令和2年度は見込み値。

3. 健康なんでも相談の推進

〔担当：健康課〕

事業概要

保健師と管理栄養士による個別相談を毎月2回定期的に実施し、生活習慣や食事・栄養、こころの健康等に関する相談に対応します。

また、がん検診会場や確定申告会場に相談場所を設け、市民の日々の健康相談に対応するとともに、健康な心身の維持・増進の必要性について啓発を図ります。

今後の方向性

個別相談のほか、がん検診、確定申告会場等、人の集まる機会を活用した相談の場づくりに取り組みます。また、多くの方が利用できるよう普及啓発に努めるとともに、働き盛り世代が受けやすい健康相談会の提供に努めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催数(回) 主に40歳以上	45	44	45	46	48	48

※ 令和2年度は見込み値。

4. 健康増進法による健康診査の推進

〔担当：健康課〕

事業概要

疾病の早期発見・早期治療を目的として各種がん検診を実施するとともに、広報紙等で検診の必要性の周知に努めます。

また、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診について、対象者に受診勧奨通知を送付するとともに、子宮頸がんと乳がんについてはクーポン券を送り受診を促します。

今後の方向性

各種がんの早期発見・早期治療を目的とした検診を実施します。

検診の必要性、実施に関する周知については、市広報紙や市公式サイトに掲載するほか、特定の年齢の方を対象としたクーポン券や受診勧奨通知を送付し、受診者数の増加を目指します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
胃がん(人) 40歳以上	1,223	1,062	1,200	1,600	1,600	1,600
肺がん(人) 40歳以上	1,409	1,229	1,400	1,600	1,600	1,600
子宮がん(人) 20歳以上 女性	1,247	1,155	1,200	1,300	1,300	1,300
乳がん(人) 40歳以上 女性	1,010	1,042	1,100	1,250	1,250	1,250
大腸がん(人) 40歳以上	6,393	6,160	6,300	7,200	7,200	7,200

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 運動を通じた健康づくりの推進

〔 施策の方針 〕

運動等を通して、健康な心身づくりを促進するとともに、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

1. 四季のウォークの実施

〔担当：スポーツ推進課〕

事業概要

ウォーキングの機会が持てるよう、羽村市スポーツ推進委員によるウォーク事業を実施し、それぞれの特徴あるコースを巡りながら健康・体力づくりを進めます。

今後の方向性

秋と春の年2回、四季を感じられ、その地域の特徴を見られるような場所を中心に事業を実施することで、市民の心身の健康増進に取り組みます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数(回)	1	1	1	2	2	2
参加者数(人) 年齢制限なし	54	62	60	140	140	140

※ 令和2年度は見込み値。

2. 体力づくり教室（運動ダイエット）の開催

〔担当：スポーツ推進課〕

事業概要

運動を通じて生活習慣病の予防を図るとともに、保健師やスポーツトレーナー等による講義や実技を実施します。

今後の方向性

運動不足になりがちな年末年始を中心に、スポーツを基本に食事を含めた栄養摂取の両面から、健康づくりのきっかけとなるよう、実施します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数(回)	4	8	8	8	8	8
参加者数(人) 年齢制限なし	64	99	160	160	160	160

※ 令和2年度は見込み値。

3. 健康体操の実施

〔担当：スポーツ推進課〕

事業概要

新規参加者を増やす新たな取組として、初心者を対象にした「ビギナー健康体操」を開催するとともに、主に継続者を対象とした「健康体操」を実施します。

今後の方向性

多くの方の健康づくりのため、主に普段運動していない方を対象とした「ビギナー健康体操」を週1回行うとともに、健康体操を週2回開催します。

参加者の反応などを見ながら、内容の充実に取り組みます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数(回)	155	153	55	155	155	155
参加者数(人) 年齢制限なし	5,365	4,424	1,025	6,000	6,000	6,000

※ 令和2年度は見込み値。

4. 健康づくりに関する意識啓発事業の実施

〔担当：健康課〕

事業概要

健康づくり推進員との連携により、栄養・運動・こころの健康づくり等をテーマにしたイベント（はむら健康フェア）を催し、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図ります。

今後の方向性

市民自らが健康づくりに関心を持ち、こころと身体の健康づくりに取り組めるよう、「はむら健康フェア」の充実を図り、様々な媒体や体験等を通じて普及啓発を推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
はむら健康の日(人)	2,527	2,219	—	—	—	—
健康フェア(人)	1,618	中止※1	—	—	—	—
はむら健康フェア(人)※3	—	—	中止※2	4,000	4,000	4,000

※1 令和元年度は台風による荒天のため中止。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

※3 令和2年度からはむら健康の日と健康フェアを統合

(3) 特定健康診査等の促進

〔 施策の方針 〕

健診等を通して、健康への意識づけ、個人での健康管理を促進し、自ら健康づくりに取り組むことのできる意識啓発を図ります。

1. 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の促進

〔担当：健康課〕

事業概要

40歳から74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病のリスクの高いメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣の改善のための特定保健指導を促進し、壮・中年期からの健康維持と予防意識の向上に取り組めます。

今後の方向性

特定健診については、毎年継続した受診者を増やすよう、市広報紙、市公式サイト等による周知や個別の受診勧奨を行います。

特定保健指導については、必要性や内容、効果等をわかりやすく市民へ説明し、実施率の向上に取り組めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健診受診率(%)	48.4	48.7	48.9	59.0	59.0	59.0
特定保健指導実施率(%)	14.2	13.3	17.6	26.0	28.0	30.0

※ 令和2年度は見込み値。

2. 健康診査の促進

〔担当：健康課〕

事業概要

75歳以上の高齢者を対象とし、東京都後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査の受診勧奨を行い、疾病予防と健康管理に関する意識の向上を図ります。

今後の方向性

継続して健診を受けることの必要性について周知を図ります。

健康管理に関する意識の向上や、生活習慣病の発症・重症化予防を目指し、健診結果の説明や、情報提供を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診率(%) 75歳以上	60.1	59.3	59.6	61.0	61.0	62.0

※ 令和2年度は見込み値。

3. ヘルスアップ健康診査の促進

〔担当：健康課〕

事業概要

特定健診等と合わせて、6項目（心電図・ヘマトクリット値・血色素判定・赤血球数・血清クレアチニン・尿酸）の健康診査を追加した市独自のヘルスアップ健康診査を実施します。

今後の方向性

特定健診と合わせて実施し、生活習慣病等の早期発見、早期治療につなげます。

毎年継続した受診者が増えるよう、市広報紙や市公式サイト等を活用した周知や個別の受診勧奨を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診者数(人)	9,106	8,863	9,100	9,500	9,500	9,500

※ 令和2年度は見込み値。

第2節 社会参加と生きがいつくりの推進

(1) 高齢者の就労促進

〔 施策の方針 〕

就労機会や地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図り、元気な高齢者が活躍する環境づくりに取り組みます。

1. シルバー人材センターへの運営支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、運営費等の助成を行うとともに、各種公共施設の管理等を委託します。

今後の方向性

高齢者の就労支援の拠点であるシルバー人材センターに対し、施設の提供や運営費を助成し、社会参加の機会の提供や生きがいつくりを支援します。

2. 就業・社会参加の促進

〔担当：高齢福祉介護課（シルバー人材センター）〕

事業概要

就業のための技術習得講習会や家事援助サービス・接遇に関する研修会の実施、関係団体の開催する研修会への参加により、シルバー人材センター会員の技術向上に努めます。

また、公園や道路の清掃活動、通学児童見守り等の社会奉仕活動等の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ります。

今後の方向性

就業のための技術習得講習会を継続して開催するとともに、増加傾向にある家事援助サービスへの就業機会の拡大を図っていくなど、支援に取り組みます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受託件数(件)	5,085	4,650	4,000	4,080	4,160	4,240
就業率(%)	79	79	77	78	79	80

※ 令和2年度は見込み値。

3. 就業の促進

〔担当：産業企画課〕

事業概要

働く人々の環境が向上するよう、ハローワーク青梅や東京しごとセンターなど関係機関と連携し、雇用対策・労働環境の充実を図ります。

今後の方向性

求職中の方の総合的な就労支援、雇用環境改善・向上に資するため専門員による各種就職相談会、就職支援セミナー等の開催を支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
出張ハローワーク開催回数(回)	24	22	3	24	24	24
出張ハローワーク参加者数(人)	97	67	30	100	80	70
合同企業説明会等開催回数(回)	6	6	9	10	10	10
合同企業説明会等参加者数(人)	337	195	39	300	300	300

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 生きがいのづくり事業の推進

〔 施策の方針 〕

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、地域において活躍できる場を充実させることにより、高齢者の生きがいの創出や「生活の質」の向上を図ります。

1. 敬老のつどい事業の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、交流の機会として、敬老の日にあわせて「敬老のつどい」を開催します。

今後の方向性

敬老の日にあわせて「敬老のつどい」を開催するとともに、対象者に記念品（商品券）を配布します。高齢者人口の増加に伴い、開催方法を検討します。

2. 高齢者レクリエーションのつどいの開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

市内在住の60歳以上の市民で日頃、体を動かすことの少ない高齢者、あるいは、外出する機会の少ない高齢者を対象に、レクリエーションを通じて健康と親睦を深めることを目的とし、高齢者クラブ連合会との共催により開催します。

今後の方向性

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、各地区の高齢者クラブが主体となり、レクリエーションや介護予防を目的としたプログラムを通じて健康の保持と親睦を深めていきます。また、高齢者クラブ会員でない一般高齢者の参加を促進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者数(人)	475	470	中止	500	500	500

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

3. 軽スポーツ等の活動の場の提供

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者クラブ等に、ゲートボール場や児童公園など、軽スポーツ活動を行う場を提供し、ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ等を通じて、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活を送ることができるよう支援します。

今後の方向性

高齢者が、体力の維持や地域の人々との交流を深め、いきいきとした生活が送れるよう、軽スポーツなどの活動の場を提供します。

4. 高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブへの支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

羽村市高齢者クラブ連合会及び各高齢者クラブに対し、助成金を交付することにより、自主的な社会貢献活動や健康・生きがいつくり活動等を推進し、会員の健康保持・増進を図ります。

また、高齢者クラブ連合会の事務局として運営を支援します。

今後の方向性

羽村市高齢者クラブ連合会及び各高齢者クラブが行う事業を支援し、主体的な社会貢献活動や健康・生きがいつくり活動等を推進し、魅力的な活動の展開を図ります。

また、会員増強のため、広報活動を支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
クラブ数(クラブ)	31	31	30	31	31	31
会員数(人)	2,826	2,818	2,665	2,900	2,900	2,900
加入率(60歳以上:東京都公表)(%)	16.5	16.3	16.3	16.5	16.5	16.5

※ 令和2年度は見込み値。

5. 世代間交流の推進（P84 に再掲）

〔担当：各課〕

事業概要

高齢者クラブやシルバー人材センター会員による登下校時の子どもの見守り活動のほか、地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できるよう事業等の開催及び実施に努めます。

今後の方向性

高齢者クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。

6. 高齢者福祉バスの運行

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

宿泊や日帰りでの研修、高齢者クラブ会員相互の親睦や交流、外出する機会の提供のために福祉バスを運行します。

今後の方向性

高齢者クラブ事業や高齢者福祉事業のうち、多数の会員を対象とした事業について、事業の円滑な運営と高齢者福祉の増進が図られるよう、高齢者福祉バスを運行します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	2,271	2,036	240	2,100	2,150	2,200
利用回数(回)	81	72	8	75	75	80

※ 令和2年度は見込み値。

7. お好み講座、いきいき講座の充実

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

老人福祉センターじゅらく苑、いこいの里において、各種講座を開催することで、高齢者の生涯学習の場、交流の場を提供し、心身の健康増進につなげます。

今後の方向性

高齢者の教養を高め、生きがいのづくりに寄与するほか、高齢者の自主的な文化活動を促進し、高齢者同士の仲間づくりにより孤独感を解消するとともに、心身の健康を保てるよう各種講座を開催します。

実績値と第8期計画の計画値

老人福祉センターじゅらく苑		第7期計画実績			第8期計画見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講座数	一般講座	4	4	4	4	4	4
	ボランティア講座	6	5	3	3	3	3
参加者数(人)		2,502	2,247	1,600	2,500	2,500	2,500
在宅サービスセンターいこいの里		第7期計画実績			第8期計画見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講座数	一般講座	8	8	8	8	8	8
	ボランティア講座	11	11	11	11	11	11
参加者数(人)		6,272	5,605	3,800	6,000	6,000	6,000

※ 令和2年度は見込み値。

8. 市民協働事業の推進

〔担当：生涯学習センターゆとろぎ〕

事業概要

生涯学習センターゆとろぎで実施する事業の企画及び運営をゆとろぎ協働事業運営市民の会と協働で行います。

また、市民ニーズや時代に適した講座に関する情報を提供します。

今後の方向性

生涯学習センターゆとろぎを活用する各種講座について、市民と協働することにより、市民が主体となって企画・運営していけるよう支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者数(人)	435	399	187	450	450	450

※ 令和2年度は見込み値。

9. 老人福祉センターの運営

〔担当：高齢福祉介護課、高齢者在宅サービスセンター〕

事業概要

老人福祉センター「じゅらく苑」及び「いこいの里」を利用する高齢者が、安全・安心な環境の中で活動できるよう、施設を運営します。

今後の方向性

高齢者の生きがい活動や交流の場として、老人福祉センター「じゅらく苑」「いこいの里」の適切な管理・運営を行います。

10. ひとり暮らし高齢者いこいの一日事業の開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

友愛訪問員の訪問世帯等で、日ごろ外出機会の少ないひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、孤独感の解消や外出する機会を提供します。

今後の方向性

友愛訪問員と連携し、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、日帰りバスハイクを隔年で実施します。

11. 援農ボランティア制度の運用

〔担当：産業振興課〕

事業概要

農業に関心を持ち、市の農業を応援してくださる方に、ボランティアの受け入れを希望している農家を紹介します。農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業者との交流や農業技術の習得等、余暇の活用・充実を図ります。

今後の方向性

各イベントを活用し、市民への周知を図り、農業体験による健康増進、高齢社会における余暇の活用・充実に向け、取り組みます。

(3) 社会貢献活動への参加促進

〔 施策の方針 〕

羽村市社会福祉協議会等の関係団体と連携しながら、ボランティア体制の整備をすすめ、地域の社会資源の活用促進と活性化を図ります。

1. 高齢者クラブ友愛活動への支援（P72 に再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者クラブが行っている、地域のひとり暮らしの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援し、高齢者の孤独感の解消を図ります。

今後の方向性

高齢者クラブが行う、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図ります。

また、社会活動への積極的な参加と高齢者による高齢者支援を推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施クラブ数(クラブ)	31	31	30	31	31	31
友愛活動延べ回数(回)	2,656	2,514	1,080	3,000	3,000	3,000

※ 令和2年度は見込み値。

2. 高齢者のボランティア活動の促進

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者クラブが実施する、地域の公園や会館など公共施設の清掃活動等のボランティア活動を支援し、高齢者クラブの社会貢献とクラブ活動の活性化を図ります。

今後の方向性

高齢者クラブの社会貢献とクラブ活動の活性化を図るため、高齢者クラブが実施するボランティア活動に対して助成金を交付し支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ活動日数(日)	1,227	1,557	1,080	1,300	1,300	1,300
延べ活動人数(人)	23,247	22,157	10,800	20,000	20,000	20,000

※ 令和2年度は見込み値。

3. 夢・寿事業の運営

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

はむら夏まつり等に使用する万灯の制作を通じて、高齢者の地域社会活動への参加を促進します。

今後の方向性

はむら夏まつりなど、地域の行事などに高齢者が積極的に参加していくよう、地域への社会参加活動を促進するため、万灯制作に対して助成金を交付し支援します。

4. アクティブシニア向けの講座等の開催〔担当：生涯学習センターゆとろぎ、高齢福祉介護課〕

事業概要

アクティブシニア等を応援する講座や、趣味等を通した生きがいづくりのための講座等を生涯学習センターゆとろぎで開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。

今後の方向性

社会参加等のきっかけづくりのために、アクティブシニアを応援する講座や、趣味を通した生きがいづくりのための講座等を生涯学習センターゆとろぎで開催します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者数(人)	753	574	297	650	650	650

※ 令和2年度は見込み値。

第2章 地域における総合的な支援体制づくり

第1節 包括的な支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

〔 施策の方針 〕

支援が必要となった高齢者に対し、関連する施策や事業、機関と連携できるよう相談支援体制の充実に取り組みます。

1. 総合相談事業（P113に再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者の総合相談を各地域包括支援センターで実施し、市の窓口等で受けた相談については適宜担当する地域包括支援センターに継続相談としてつなぎます。

今後の方向性

地域包括支援センターにおける総合相談において、医療や介護、日常生活支援、権利擁護などの視点に立ち、関係機関との連携を深めながら高齢者を包括的に支援します。

また、地域の課題に即した支援を実施するため、相談内容の分析を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数(件)(延べ)	4,628	3,990	3,800	4,000	4,600	4,600

※ 令和2年度は見込み値。

2. 生活困窮者自立支援事業

〔担当：社会福祉課〕

事業概要

生活困窮者自立支援事業において、相談支援員による相談と、関係機関と連携した包括的な支援を実施します。

今後の方向性

複合的な支援を必要とするケースについては、相談内容の多様性に対応できるよう連携を強化していきます。

3. ふれあい相談事業の支援

〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

経験を積んだ専門の相談員によるふれあい相談を実施し、毎日の生活の中から生まれる悩みの問題解決に向けて支援を行います。

今後の方向性

多様化する悩みごとや問題について、ふれあい相談事業を行う社会福祉協議会に対して継続的な支援を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施日数(日)	97	99	93	100	100	100
延相談件数(件)	311	366	396	300	300	300

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 権利擁護の推進

〔 施策の方針 〕

高齢者の虐待防止や認知症・精神疾患等により判断能力の低下した高齢者が、安心して日常生活を続けられるよう、関連機関での連携体制を強化し、速やかな措置を講じることができるよう体制の整備を進めます。

1. 高齢者虐待の防止

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

地域や関連機関との連携体制づくりを進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、専門家や関連機関で組織する「高齢者虐待防止連絡会議」において情報交換や普及啓発に関する話し合いを行います。また、高齢者虐待の予防を目的として研修や市広報紙等による普及啓発を行います。

虐待事例が発生した場合には、高齢者虐待防止連絡会議の委員の一部で構成する「虐待対応ケア会議」を開催し、支援の方向性について具体的な検討を行います。

今後の方向性

高齢者虐待の早期発見・早期対応を目標とし、高齢者の権利擁護に係る事業実施、啓発活動を行うほか、支援者や関連部署との情報共有・連携強化を図ります。

2. 緊急短期入所

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者虐待などを事由に、緊急的に分離・保護が必要な高齢者に対し、介護保険施設等への短期入所の支援を行います。

今後の方向性

養護者による虐待などのため、緊急で分離・保護が必要な高齢者の一時的な居室の確保として、介護保険施設などと連携し、必要に応じて緊急短期入所を実施します。

3. 成年後見制度の推進

〔担当：社会福祉課、高齢福祉介護課、障害福祉課〕

事業概要

成年後見制度利用支援機関（成年後見制度推進機関）を設置し、制度の説明や申立て手続きの支援、後見人等が行う業務の相談支援等を実施し、円滑な相談対応に向けた相談体制づくりと地域のネットワークを活用した関係機関との連携の強化を図ります。

今後の方向性

成年後見制度利用支援機関を中心とし、成年後見制度を利用しやすい相談体制の強化を図ります。

第2節 地域における支援体制づくり

(1) 地域ケアの推進

〔 施策の方針 〕

羽村市社会福祉協議会をはじめ、町内会・自治会等の地域との協働を推進し、地域包括ケアシステム体制の構築に取り組みます。

1. 小地域ネットワーク活動の支援（P70 に再掲）〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

小地域ネットワーク活動推進事業（1. 地域住民の交流に関する事業 2. 要援護者の社会参加に関する事業 3. 要援護者の健康維持、生きがいつくり及び孤独感の解消に関する事業 4. 要援護者への声かけ及び見守りに関する事業等）への支援を行います。

今後の方向性

地域住民が主体となって支えあいや見守りなどの活動の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と協働して支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
活動団体数(団体)	37	36	36	39	39	39

※ 令和2年度は見込み値。

2. 市民活動センターの運営（P76 に再掲）〔担当：地域振興課〕

事業概要

市民活動の拠点となるコミュニティセンターの運営、市民活動情報紙きずなの年4回発行、市民活動団体ガイドの発行、各種講座等を計画します。

今後の方向性

市民活動の活性化につながるよう事業を実施します。

3. 協働による事業運営の推進

〔担当：各課〕

事業概要

市の重要な施策などを定める際に、広く市民などからの意見や情報を求める意見公募手続（パブリック・コメント）を実施しています。

市政への市民参画を促進し、市政運営に市民の意見を反映することを目的に、審議会等へ市民公募委員を募集します。

今後の方向性

市の施策立案や、市主催事業の企画・運営に、高齢者を含む市民が参画し、市民と行政が協働して実施する機会を推進します。

4. 町内会・自治会活動への支援

〔担当：地域振興課〕

事業概要

各町内会・自治会及び、町内会連合会へ助成金を交付することで活動を支援します。また、各会の運営支援、町内会連合会の事業実施の支援を行います。

今後の方向性

町内会・自治会への財政的支援、会員の退会防止と加入促進の支援、町内会・自治会の負担軽減を図ります。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
町内会・自治会の加入率(%)	37.0	36.0	34.7	35.0	35.0	35.0

※ 令和2年度は見込み値。

5. 協働事業の市民提案制度の実施

〔担当：地域振興課〕

事業概要

団体の自主性・自立性を確保しながら、市民活動団体(市内で活動している非営利な団体)が自ら企画し、実施する、地域の課題解決の一助となる協働事業の提案を募集し、実施します。

今後の方向性

市民活動団体の自主性を育みながら、地域課題の解決にむけて取り組みます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市民提案型共同事業の実施(事業)	6	3	2	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

6. 福祉サービス総合支援事業の充実

〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

福祉サービス総合支援事業（1. 利用者サポートに関すること 2. 福祉サービス利用援助事業に関すること 3. 苦情対応専門相談の設置に関すること等）を羽村市社会福祉協議会に委託し実施します。

今後の方向性

高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談などの事業を羽村市社会福祉協議会への委託により実施し、利用促進のため連携して周知に努めます。

(2) 高齢者の見守り活動

〔 施策の方針 〕

ひとり暮らし高齢者を中心に、日常生活の見守りに努め、居宅生活の支援を行います。
また、今後のニーズの高さを受け、活動する団体等の支援や実施の方法を検討します。

1. 緊急通報システム事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

日常生活において常時注意を必要とする65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対して、消防署などに通報するシステムの機器を設置することにより、急病などの緊急時における救助の迅速化を図り、在宅生活を安心して継続することができるよう支援します。

今後の方向性

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方の生活を守るため、緊急通報システムの設置を推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用世帯数(世帯)	27	26	25	30	32	34

※ 令和2年度は見込み値。

2. 民生・児童委員等との連携（P82に再掲）〔担当：社会福祉課、高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者実態調査を実施し、新たに見守りが必要となった高齢者について、友愛訪問員を通じて定期的な訪問活動等につなげます。

今後の方向性

高齢者実態調査の方法等を検討し、引き続き、民生・児童委員と友愛訪問員の連携による見守り活動を推進します。また、地域包括支援センターの総合相談や小地域ネットワーク活動を通じて得た情報等を市と共有し、連携を図ります。

3. 友愛訪問員活動の充実

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

民生・児童委員と情報の共有化を図り、65歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみ世帯のうち、見守りが必要な世帯への定期的な訪問活動を行います。

今後の方向性

高齢者の安否確認や話し相手になることにより、孤独感の解消と事故の未然防止を図ります。また、訪問活動のなかで、支援が必要と思われる世帯については、地域包括支援センターにつなげます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問世帯数(世帯)	109	103	90	120	130	130
延べ訪問回数(回)	2,086	1,940	1,200	2,100	2,300	2,300

※ 令和2年度は見込み値。

4. 小地域ネットワーク活動の支援（P65の再掲）〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

小地域ネットワーク活動推進事業（1. 地域住民の社会参加に関する事業 2. 要援護者の交流に関する事業 3. 要援護者の健康維持、生きがいつくり及び孤独感の解消に関する事業 4. 要援護者への声かけ及び見守りに関する事業等）への支援を行います。

今後の方向性

地域住民が主体となって支えあいや見守りなどの活動の活性化や充実に向け、羽村市社会福祉協議会と協働して支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
活動団体数(団体)	37	36	36	39	39	39

※ 令和2年度は見込み値。

5. 高齢者福祉電話事業（P79に再掲）〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与と使用料の助成を行うことにより、各種相談や緊急連絡時等の利便を図り、孤独感の解消や福祉の向上を図ります。

今後の方向性

所得が基準以下の65歳以上のひとり暮らし高齢者などに、電話の貸与及び維持費の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便を図り、安否確認、孤独感の解消などに努めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	52	44	45	45	45	45

※ 令和2年度は見込み値。

6. 救急医療情報キットの配布

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

友愛訪問員の訪問世帯や緊急通報システムの設置世帯などで希望する方に救急医療情報キットを配布します。

今後の方向性

友愛訪問員の訪問世帯や緊急通報システムの設置世帯などで希望する方に救急医療情報キットを配付し、定期的に情報内容の確認を行い緊急時の高齢者の安全と安心を図ります。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
救急医療情報キット配布件数(件)	145	150	150	150	155	155

※ 令和2年度は見込み値。

7. 保健・医療及び福祉関係団体との連携〔担当：高齢福祉介護課、社会福祉課、健康課〕

事業概要

保健・医療・福祉関係団体が、高齢者とのかかわりの中で、見守りが必要と思われる場合は、地域包括支援センターと連携し、必要な支援を行います。

今後の方向性

保健所や保健センター等の保健機関、医師会等の医療機関、地域包括支援センターや民生児童委員協議会、友愛訪問員等福祉の関係団体との連携を図ります。

8. 配食サービス事業

〔担当：高齢者在宅サービスセンター〕

事業概要

60歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者などに栄養バランスの良い食事の提供と見守りのために週6日夕食を届けます。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者などの安否確認および健康保持のため、衛生面に配慮した食事の提供を行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
配食サービス事業(食)	7,337	6,633	3,200	4,500	4,500	4,500

※ 令和2年度は見込み値。

9. 高齢者クラブ友愛活動への支援（P58の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者クラブが行っている、地域のひとり暮らしの高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援し、高齢者の孤独感の解消を図ります。

今後の方向性

高齢者クラブが行う、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者を対象とした、話し相手や日常生活の見守りなどの友愛活動を支援することで、高齢者の孤独感の解消を図ります。

また、社会活動への積極的な参加と高齢者による高齢者支援を推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施クラブ数(クラブ)	31	31	30	31	31	31
友愛活動延べ回数(回)	2,656	2,514	1,080	3,000	3,000	3,000

※ 令和2年度は見込み値。

10. 高齢者見守り事業の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

郵便局・生活協同組合等の6事業者との協力協定、新聞店・宅配事業者等5店舗への協力依頼により、高齢者の見守り事業を実施します。

今後の方向性

訪問を業務としている事業者に対して、協力の拡大を図ります。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
協力・協定事業者数	12	12	11	14	14	14

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 認知症高齢者や家族介護者への支援

〔 施策の方針 〕

認知症による徘徊高齢者の安全を確保し、介護者家族の負担軽減を図ります。

1. 徘徊高齢者探索サービス事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護者に探索のための機器を貸与し、徘徊高齢者の位置情報の提供や保護支援を行います。

今後の方向性

65歳以上の徘徊行動の見られる認知症高齢者の安全と介護者の負担を軽減するため、介護者に探索のための機器を貸与し、徘徊高齢者の位置情報の提供や保護支援を行います。また、市広報紙や市公式サイトで継続的に事業の周知を行います。

2. 家族介護者への支援（P121に再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

在宅で高齢者を介護している家族の情報交換や介護に関する知識習得を目的とし、家族介護交流会を開催します。

今後の方向性

市民への周知啓発を図り、介護者のリフレッシュの場になるよう、地域包括支援センターと連携して実施します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護交流会開催数(回)	3	3	2	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

3. 家族介護慰労金の支給（P121 に再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

重度の要介護高齢者を、1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護している低所得世帯の家族に対して、慰労金を支給します。

今後の方向性

市民への周知啓発を図り、基準に基づき支給決定します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護慰労金の支給件数(件)	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

(4) ボランティア活動への支援・NPOとの協働

〔 施策の方針 〕

羽村市社会福祉協議会をはじめ、各種ボランティア団体等との連携に取り組み、活動の充実を図ります。

1. 地域福祉ボランティア講座・講習会の実施〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

傾聴ボランティアや手話講習会等によりボランティアの養成を実施する羽村市社会福祉協議会を支援します。

今後の方向性

羽村市社会福祉協議会への助成を行いボランティア養成活動を支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講座数(講座)	3	2	2	3	3	3
開催数(回)	55	55	6	55	55	55
延べ受講者数(人)	547	449	37	500	500	500

※ 令和2年度は見込み値。

2. 市民活動センターの運営（P65の再掲）

〔担当：地域振興課〕

事業概要

市民活動の拠点となるコミュニティセンターの運営、市民活動情報紙きずなの年4回発行、市民活動団体ガイドの発行、各種講座等を計画します。

今後の方向性

今後も市民活動の活性化につながるよう事業を実施します。

3. はむら人ネット（人材バンク）の充実と活用

〔担当：生涯学習総務課〕

事業概要

生涯学習において学ぶ意欲のある市民に対し、「はむら人ネット（人材バンク）」を使い、知識や技能を持つ講師を紹介します。

今後の方向性

様々な知識や技能を持つ市民が講師として活躍できるよう、「はむら人ネット（人材バンク）」の充実を図り、登録した人材を「羽村市生涯学習初心者講座」や市民の学習活動の場で活用します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数(人)	33	29	29	新規登録	新規登録	新規登録

※令和2年度は見込み値。

（５）経済的負担の軽減

〔 施策の方針 〕

各種支援事業を実施することにより、高齢者の経済的負担を軽減し、在宅での自立を支援します。

1. 自立支援住宅改修給付事業（P93 に掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

65 歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽の改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等を行い、在宅での生活を支援します。

今後の方向性

日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活が継続できるよう、手すりの取り付けや浴槽の改修等、介護保険制度の住宅改修と連携して支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数(合計)	5	11	7	12	12	12
浴槽取替(件)	4	7	5	6	6	6
洗面台取替(件)	1	2	0	4	4	4
手すり取付(件)	0	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

2. 上下水道使用料助成

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税が非課税の世帯等に対し、経済的負担を軽減するため、水道及び下水道の使用料を助成します。

今後の方向性

市民税非課税世帯の経済的負担を軽減します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用世帯数(世帯)	109	138	150	160	175	190

※ 令和2年度は見込み値。

3. 高齢者福祉電話事業（P70の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に、電話機の貸与と使用料の助成を行うことにより、各種相談や緊急連絡時等の利便を図り、孤独感の解消や福祉の向上を図ります。

今後の方向性

所得が基準以下の65歳以上のひとり暮らし高齢者などに、電話の貸与及び維持費の助成を行い、各種相談や緊急連絡などの利便を図り、安否確認、孤独感の解消などに努めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	52	44	45	45	45	45

※ 令和2年度は見込み値。

4. 高齢者おむつ給付事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者の衛生の確保や介護者の負担軽減を図るため、要介護高齢者等を対象としておむつの給付を行います。

今後の方向性

要介護高齢者等の衛生の確保や介護者の負担軽減を図り、在宅での生活を支援します。

5. ねたきり高齢者等寝具乾燥事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

ねたきり高齢者の保健衛生の向上と介護負担を軽減するため、寝具乾燥事業を実施します。

今後の方向性

利用促進に向け、市広報紙、市公式サイト等を活用し、周知に努めます。

6. 車いす等福祉機器の貸出し

〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）〕

事業概要

福祉機器が一時的に必要な在宅で生活する高齢者や障害者などに対し、福祉機器の貸出しを行います。

今後の方向性

日常生活の利便を図るため、羽村市社会福祉協議会が実施する福祉機器（車いす等）の貸出事業をふれあい福祉のしおり等により紹介します。

7. 養護老人ホームへの入所措置

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

経済的に生活が困難で、住まい、家庭の事情などにより在宅で生活することが困難な高齢者に対し、必要に応じ養護老人ホームへの入所措置を行います。

今後の方向性

経済状況や家庭環境、健康状態などの理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、心身の健康を保持し、安心して生活が送れるよう、養護老人ホームへの入所措置を行います。

8. 生計困難者等に対する利用者負担軽減事業の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護サービスの利用者のうち、所得が低い方で、一定の要件を満たす方等の利用者負担額を助成する、「東京都生計困難者に対する負担軽減事業」実施の申し出を行った社会福祉法人等が、該当する利用者の利用者負担額の軽減を行った場合に、社会福祉法人等に対して経費の一部を助成し、介護サービスの利用の促進を図ります。

今後の方向性

社会福祉法人等に対し、事業の実施を働きかけます。

第3節 福祉に対する理解の促進と担い手の育成

（1）福祉情報の提供

〔 施策の方針 〕

既存媒体・団体等を活用し、市内にある社会資源の周知、利用の拡充を図り、利用者ニーズの解消を図ります。

1. 市民への情報提供及び啓発〔担当：社会福祉課（社会福祉協議会）、高齢福祉介護課〕

事業概要

市広報紙や市公式サイト等のほか、福祉サービス等のパンフレットの窓口配布等を通じて様々な福祉制度の普及啓発に取り組みます。

今後の方向性

市広報紙や市公式サイト等を通じ、福祉サービスやボランティア活動、福祉施設の紹介等を行い、各種活動の周知啓発に努めます。

2. 民生・児童委員等との連携（P68の再掲）〔担当：社会福祉課、高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者実態調査を実施し、新たに見守りが必要となった高齢者について、友愛訪問員を通じて定期的な訪問活動等につなげます。

今後の方向性

高齢者実態調査の方法等を検討し、引き続き、民生・児童委員と友愛訪問員の連携による見守り活動を推進します。また、地域包括支援センターの総合相談や小地域ネットワーク活動を通じて得た情報等を市と共有し、連携を図ります。

3. 「まちづくり出前講座」の実施

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護保険制度や介護予防に関する講座、認知症サポーター養成講座などを実施するほか、介護保険サービスの利用方法などをテーマとした出前講座を地域包括支援センターと連携して実施します。

今後の方向性

介護予防や介護保険制度の理解の推進を図るため、市民に身近なテーマを設定し、出前講座の周知に努めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催数(回)	4	3	1	3	3	3
受講者数(人)	88	82	15	60	60	60

※ 令和2年度は見込み値。

4. 「ふれあい福祉のしおり」の発行・配布

〔担当：社会福祉課〕

事業概要

市の福祉に関する諸制度を市民に周知するため「ふれあい福祉のしおり」を福祉関係窓口で配布するほか、市公式サイトにも掲載します。

今後の方向性

市の福祉に関する諸制度について情報提供できるよう、令和3年度を目途に改訂を行います。

（2）福祉意識の醸成

〔 施策の方針 〕

支援が必要な高齢者を地域全体で支えていく地域社会の構築を目指し、関係機関等と連携し、福祉教育を充実することで、将来の支え合いの地域福祉の推進に取り組みます。

1. 福祉教育の充実

〔担当：学校教育課〕

事業概要

市内の小・中学校で福祉教育を推進するため、総合的な学習の時間を活用して福祉体験等の体験学習の充実を図ります。

今後の方向性

さまざまな機会を捉えて、福祉に対する啓発を行い、ボランティア等の体験学習を通じて福祉教育を推進します。

2. 福祉意識の啓発

〔担当：高齢福祉介護課（社会福祉協議会）〕

事業概要

高齢者の権利擁護等の相談窓口について、市広報紙等で周知します。

また、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症に対する理解を深めるため、市公式サイト等で周知します。

今後の方向性

さまざまな機会を捉えて福祉に関する啓発・広報活動を行います。

3. 世代間交流の推進（P54の再掲）

〔担当：各課〕

事業概要

高齢者クラブやシルバー人材センター会員による登下校時の子どもの見守り活動のほか、地域活動や生涯学習活動等において、子どもから高齢者までの幅広い世代がともに参加し、交流できるよう、事業等の開催及び実施に努めます。

今後の方向性

高齢者クラブ、町内会・自治会、サークル等による各種事業を通じて、異世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいや共通理解の増進に努めます。

第3章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

第1節 外出・移動しやすい環境づくり

(1) 公共施設等のバリアフリー化

〔 施策の方針 〕

高齢者が積極的に社会参加できるよう、市内公共施設、道路等の障壁の除去（バリアフリー化）を推進します。

1. 公共施設のバリアフリー化の推進

〔担当：建築課〕

事業概要

出入口等の段差を解消（スロープの設置）し、階段、トイレ等を誰もが使いやすいように改善する等、施設の整備・改修等に併せ、バリアフリー化を推進します。

今後の方向性

利用者の安全性・利便性の向上を図るため、公共施設の修繕や改修に合わせ、既存施設のバリアフリー化を図ります。

2. 歩行者の安全に配慮した道路の整備

〔担当：土木課〕

事業概要

全ての歩行者の安全性の向上のため、道路パトロールを実施するとともに、市民から要望のあった歩道の補修を直営及び委託で実施します。

今後の方向性

道路パトロールで補修箇所の早期発見に努め、利用者の安全性の向上を図ります。

3. 安全な歩行通路の確保

〔担当：土木課〕

事業概要

福生警察署の協力を得て、歩道上の置き看板等の撤去・指導を実施します。

今後の方向性

高齢者を含めた全ての人の歩行の障害になる歩道上の広告物、自転車等の撤去に取り組み、安全な歩行通路、歩行空間の確保に努めます。

(2) 高齢者の移動手段の確保

〔 施策の方針 〕

公共交通機関を利用することが難しい高齢者を対象に、移動・外出を支援します。

1. ふれあいキャリーへの支援〔担当：障害福祉課、高齢福祉介護課（社会福祉協議会）〕

事業概要

公共交通機関の利用が困難な高齢者の外出機会を確保するため、羽村市社会福祉協議会が実施するふれあいキャリー（福祉有償運送事業）を支援します。

今後の方向性

事業を支援し、車両の老朽化による入れ替えと協力員の確保について検討します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用登録者数(人)	88	70	63	65	70	75
運行協力員登録者数(人)	16	14	14	15	15	15
運行日数(日)	270	285	249	250	250	250
延べ運行回数(回)	1,503	1,511	640	1,200	1,300	1,400

※ 令和2年度は見込み値。

2. NPO 等による福祉有償運送事業の支援

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

福祉有償運送事業を実施する羽村市社会福祉協議会を支援するとともに、新たに参入を希望する NPO 法人、社会福祉法人に対して、関東運輸局や多摩地域福祉有償運送運営協議会への確認や申請等の支援を行います。

今後の方向性

福祉有償運送事業を実施する NPO 等を支援します。

3. コミュニティバス「はむらん」の運行の充実

〔担当：都市計画課〕

事業概要

「コミュニティバスはむらん運営推進懇談会」において、高齢者が安心して利用できるよう改善策を検討し、利用促進に取り組みます。

今後の方向性

利便性、採算性の向上、利用者増加のための方策を調査、検討します。

4. 福祉輸送（福祉タクシー）事業等の紹介

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

利用希望者からの問い合わせに対し、介護タクシー等の情報提供を行います。

今後の方向性

外出が困難な高齢者に対し、民間の介護タクシー等の福祉輸送事業を紹介します。

また、買い物が難しい状況におかれている高齢者に対し、買い物代行宅配サービス「はむらいい市場」を紹介します。

第2節 安心・安全に暮らせる環境づくり

(1) 防災対策の推進

〔 施策の方針 〕

高齢者の安心した生活を守るため、災害等緊急時の支援手段を確保するなど、地域防災計画に基づき、災害時の避難行動等の周知啓発を図ります。

1. 避難行動要支援者の支援体制の推進

〔担当：防災安全課〕

事業概要

避難行動要支援者名簿登録者の避難を円滑に実施するため、民生・児童委員や町内会・自治会等、関係者間の協議の場を設けて相互の役割や連携方法を確認し、効率的な支援体制を整えます。

今後の方向性

避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、災害時における避難支援や地域の共助を充実していくための取組を推進します。

2. 福祉避難所の開設・運営

〔担当：防災安全課、高齢福祉介護課〕

事業概要

避難所での生活が著しく困難と判断される要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を受け入れるため、福祉避難所を開設します。

今後の方向性

福祉避難所の運営が迅速に行えるよう訓練等を実施します。

3. 要援護高齢者の避難先の確保

〔担当：防災安全課、高齢福祉介護課〕

事業概要

避難所では対応が困難な要援護高齢者（介護保険の要介護認定者）のために、市からの協力要請に基づき施設を利用することについて市内の介護老人福祉施設等5施設（多摩の里むさしの園・羽村園・神明園・あかしあの里・ときわ木の里）と、協定を締結しています。

今後の方向性

災害時に、市内の介護老人福祉施設等に協力要請を行い要援護高齢者の避難先を確保します。

4. 火災安全システム事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方を対象として、火災自動通報機器等を設置します。

今後の方向性

利用促進に向け、広報活動等に取り組みます。

（２）感染症対策の推進

〔 施策の方針 〕

平成 21 年に新型インフルエンザが世界的に流行したことから、国では新型インフルエンザや新たな感染症が発生した場合の措置について定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成 25 年 4 月に施行しました。

市では、この法律に基づき、平成 26 年 12 月に羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるよう、様々な対策を講じています。

令和元年度から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行していますが、市ではこの行動計画に基づき、状況に応じた必要な対策を、国や東京都、関係団体と連携し総合的に推進するとともに、感染症対策について普及啓発に取り組みます。

(3) 防犯対策・交通安全対策の推進

〔 施策の方針 〕

関係機関と連携し、高齢者を対象とした犯罪の抑止や警戒、交通安全対策に取り組み、安全で住みよい生活環境づくりに取り組みます。

1. 地域ぐるみでの防犯活動の推進

〔担当：防災安全課〕

事業概要

福生警察署や防犯協会と連携し、防犯に関する情報提供等を実施し、市民の防犯意識の啓発を図ります。

また、防犯等関係団体連絡会を開催し、防犯活動を実施している各防犯関係団体との連携強化や年末防犯・交通安全・火災予防パトロール週間を実施します。

今後の方向性

市民主体による自主的な防犯活動や行政、市民、事業者及び NPO 法人などが連携、協力を図り、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

2. 交通安全対策の推進

〔担当：防災安全課〕

事業概要

福生警察署、福生交通安全協会及び交通安全推進委員会と連携し、各講習会、交通安全運動、街頭指導、広報活動等を実施します。

今後の方向性

交通安全推進委員会を中心に広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図るとともに、福生警察署に対して、自転車を含めた交通違反や車の路上駐車取締りの強化を要請します。

また、子どもから高齢者まで、全ての年齢層を対象とした交通安全教室を開催するとともに、自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上を図るための取組を進めます。

3. 道路の安全対策の推進

〔担当：土木課〕

事業概要

幅員の狭い道路を拡幅するなど、ゆとりある道路整備について地権者の協力を得るため、セットバック部等の寄付及び借地について、窓口での案内や広報を行います。

今後の方向性

セットバック部等の寄付及び借地により、幅員の狭い道路の解消に努めます。

4. 消費生活被害の防止

〔担当：産業振興課、高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者に対する消費生活トラブルを防止するため、手口や被害の状況等の情報の提供を行います。消費生活相談の実施、地域包括支援センターとの情報交換、出前講座の実施、消費者展・消費生活センターだより・市広報紙等での情報提供を行います。

今後の方向性

生活相談対応の充実と消費者被害防止の啓発に努めるとともに、消費者問題も含めた高齢者を見守る地域づくりを推進します。

また、高齢者に対する消費トラブルを防止するため、手口や被害状況等の情報を提供する方法として、地域包括支援センターや民生・児童委員、友愛訪問員との連携を強化し、羽村市高齢者クラブ連合会や介護予防体操等のグループ等に情報提供や協力を求めるなど、高齢者本人への情報提供を積極的に推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域包括支援センターとの情報交換(回)	2	2	2	2	2	2
敬老のつどい記念品贈呈の際に配布(枚)	5,600	5,600	2,000	5,600	5,600	5,600

※ 令和2年度は敬老のつどい中止のため関係部署等へ配布。

第3節 住みよい住環境づくり

(1) 住まいのバリアフリー化

〔 施策の方針 〕

高齢者が安心して自立した地域生活が行えるよう、居住の支援を行います。

1. 自立支援住宅改修給付事業（P78の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

65歳以上で日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる方に対し、住宅の浴槽の改修や流し・洗面台の取り替え、便器の洋式化や手すりの取り付け等を行い、在宅での生活を支援します。

今後の方向性

日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活が継続できるよう、手すりの取り付けや浴槽の改修等、介護保険制度の住宅改修と連携して支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数(合計)	5	11	7	12	12	12
浴槽取替(件)	4	7	5	6	6	6
洗面台取替(件)	1	2	0	4	4	4
手すり取付(件)	0	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 高齢者の居住支援

〔 施策の方針 〕

施設等の整備を促進し、高齢者のニーズに適したサービスを提供します。

1. シルバーピア（高齢者集合住宅）事業の提供

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

生活協力員（ワーデン）を配置し、入居者が安心して暮らすことができるよう安否確認だけでなく夜間を含む緊急時の対応や生活上の簡易な相談を行います。

今後の方向性

入居者が安心して暮らすことができるよう生活協力員（ワーデン）の配置を継続するとともに、入居者間の交流促進に努めます。

2. サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム等の設置状況〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、日常生活圏域ニーズ調査結果等により需要を見極めながら今後の整備のあり方について検討します。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保のための情報を提供します。

実績値と第8期計画の計画値

サービス付き高齢者向け住宅	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	1	1	1	1	1	1
定員(人)	20	20	20	20	20	20

住宅型有料老人ホーム	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	2	2	2	2	2	2
定員(人)	121	121	121	121	121	121

3. 住宅セーフティネット制度の紹介

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度は令和2年3月末で終了したため、今後は類似制度である「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）」について情報提供し、相談に応じ登録住宅等の案内を行います。

今後の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保のための情報を提供します。

4. 高齢者に配慮した市営住宅の整備

〔担当：都市計画課〕

事業概要

良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。

今後の方向性

入居者の快適な生活のため、「羽村市営住宅長寿命化計画」に沿った施設改修を計画的に進めるとともに、バリアフリーなどの性能面での向上を図ります。

第4章 介護保険制度の適切な運用

第1節 介護保険事業

(1) 居宅（介護予防）サービス

高齢者が可能な限り在宅生活を継続することができるよう、良質なサービスの確保に向けた施策を推進するとともに、充実が必要なサービス事業にあっては、事業者の参入を促すことにより必要量の確保に努めます。

① 訪問サービス

1. 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。

■ サービス見込みについての考え方

増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	215	217	216	235	239	248

※ 令和2年度は見込み値。

2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	31	28	31	33	34	37

※ 令和2年度は見込み値。

3. 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	15	17	22	23	24	25
介護サービス(人/月)	131	155	173	184	195	201

※ 令和2年度は見込み値。

4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	10	14	25	26	27	28
介護サービス(人/月)	75	73	77	81	87	89

※ 令和2年度は見込み値。

5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	24	25	20	28	28	28
介護サービス(人/月)	234	244	268	282	297	309

※ 令和2年度は見込み値。

② 通所サービス

1. 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。

■ サービス見込みについての考え方

増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	366	385	374	392	412	428

※ 令和2年度は見込み値。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	34	38	38	40	41	43
介護サービス(人/月)	149	149	143	153	157	165

※ 令和2年度は見込み値。

③ 短期入所サービス

1. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	4	5	5	5	5	5
介護サービス(人/月)	102	96	101	106	112	116

※ 令和2年度は見込み値。

2. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	1	1	0	0	0
介護サービス(人/月)	11	13	15	15	16	19

※ 令和2年度は見込み値。

④ 福祉用具・住宅改修サービス

1. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	101	121	151	156	164	170
介護サービス(人/月)	462	486	510	536	564	587

※ 令和2年度は見込み値。

2. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	4	3	3	3	3	3
介護サービス(人/月)	7	10	10	10	10	11

※ 令和2年度は見込み値。

3. 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは横ばい、介護予防サービスは増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	6	5	6	6	7	7
介護サービス(人/月)	9	10	6	10	10	10

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ その他のサービス

1. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

第8期における新たな施設整備は見込んでいません。市内施設の利用増や市外施設の利用により、介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	14	16	13	16	16	16
介護サービス(人/月)	65	69	81	83	89	92

※ 令和2年度は見込み値。

2. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービス・介護予防サービスともに増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	145	168	198	205	214	223
介護サービス(人/月)	778	799	831	872	919	956

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービスは、平成18年に、高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設された介護保険のサービスです。地域の実情を反映し、きめ細かく対応できる小規模事業所によりサービスが提供され、利用対象者は、事業所が所在する市町村の被保険者となります。

該当事業者がいない場合、提供されないサービスもあります。

なお、今後の高齢化の進展に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の事業者の参入を促していきます。

① 訪問・通所系サービス

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

■ サービス見込みについての考え方

横ばいを見込んでいます。適宜、事業者の参入を促します。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

2. 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

■ サービス見込みについての考え方

見込んでいませんが、適宜、事業者の参入を促します。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

3. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が介護老人福祉施設や通所介護施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	18	24	37	38	41	43

※ 令和2年度は見込み値。

4. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加、介護予防サービスは横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	2	0	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	18	17	18	18	18	22

※ 令和2年度は見込み値。

5. 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問（介護・看護）を行います。

■ サービス見込みについての考え方

見込んでいませんが、適宜、事業者の参入を促します。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

6. 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、平成28年4月から利用定員が18人以下のものについては、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

■ サービス見込みについての考え方

増加を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	57	58	58	61	65	67

※ 令和2年度は見込み値。

② 施設・居住系サービス

1. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

■ サービス見込みについての考え方

介護サービスは増加を見込み、介護予防サービスは見込んでいません。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	31	29	29	30	31	33

※ 令和2年度は見込み値。

2. 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

見込んでいません。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

3. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

横ばいを見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	13	14	18	18	18	18

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 施設サービス

介護保険施設サービスについては、市外施設の利用等も考慮し、要介護者の様態にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図っていきます。

また、平成30年度から新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるとともに、現行の介護療養病床の経過措置期間が6年間延長され、令和5年度末までに順次他の機能をもつ施設に転換することから、今後の動向を注視しながら適切な対応を図ります。

なお、施設依存は、介護給付費の上昇に繋がることから、施設サービスと在宅サービスのバランスが取れた利用を促していきます。

① 施設サービス

1. 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

第8期における新たな施設整備予定はありません。市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	261	264	274	283	294	303

※ 令和2年度は見込み値。

2. 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

■ サービス見込みについての考え方

第8期における新たな施設整備予定はありません。市内施設の利用増や市外施設の利用を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	117	135	151	158	163	169

※ 令和2年度は見込み値。

3. 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設です。日常的な医学管理が必要な要介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスを提供します。

■ サービス見込みについての考え方

横ばいを見込んでいます。第8期において、介護療養型医療施設からの転換を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	0	4	8	8	8	8

※ 令和2年度は見込み値。

4. 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

■ サービス見込みについての考え方

減少を見込んでいます。第8期において、介護医療院等への転換を見込んでいます。

	第7期計画実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス(人/月)	18	16	11	9	7	4

※ 令和2年度は見込み値。

第2節 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

高齢者の自立した生活を支援するため、住民等の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進します。

また、要支援者等に対する効果的な支援を行います。

なお、令和3年4月より、要支援者などを対象とした訪問型サービス、通所型サービス等について、要介護認定を受けた人も利用が可能となります。

1. 訪問型サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

訪問型サービスⅠ・Ⅱ、家事サポートサービス、生活動作向上プログラムのいずれかを利用できます。

今後の方向性

訪問型サービスⅠ・Ⅱ、家事サポートサービス、生活動作向上プログラムを継続して提供するとともに、家事サポートサービスについては、高齢者の自立した生活に対応できるよう、サポーターの養成を推進します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問型サービスⅠ・Ⅱ(人)	78	90	90	99	107	118
家事サポートサービス(人)	13	33	35	35	35	35
生活動作向上プログラム利用者数(人)	2	1	3	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

2. 通所型サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

通所型サービスⅠ、通所型体力向上教室、住民主体介護予防サービスのいずれかを利用できます。

住民主体介護予防サービスは、介護予防に資するボランティアが健康教室やサロン活動を行っており、高齢者自身の参加希望に応じて受け入れます。

今後の方向性

通所型サービスⅠ、通所型体力向上教室を継続して提供するとともに、住民主体介護予防サービスについては、介護予防に資する活動を行う団体の育成と運営を支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通所型サービスⅠ(人)	173	205	205	224	245	267
住民主体介護予防サービス(団体)	1	2	2	2	2	2
通所型体力向上教室(人)	10	16	20	20	20	20

※ 令和2年度は見込み値。

3. その他の生活支援サービス

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

羽村市生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議を開催し、多様なサービス提供者との情報交換を進め、新たなニーズに対応したサービスを検討します。

4. 介護予防支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護予防・生活支援サービス事業において、適切なサービスが包括的、効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

今後の方向性

介護予防が必要な高齢者に対し、自立支援、介護の重度化防止を目標としたケアマネジメントの作成を支援します。

② 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

住民主体の通いの場を充実し、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

1. 介護予防事業対象者の把握事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

要介護状態にならないために介護予防に取り組めるよう、基本チェックリストを活用しフレイルの状態を早期に発見します。基本チェックリストの結果、特に介護の予防が必要と認められた高齢者には、介護予防事業の参加の勧奨を行います。

今後の方向性

介護予防事業への参加の必要性が高くなる年齢層を対象として基本チェックリストを実施し、対象者を把握することにより介護予防活動へつなげます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基本チェックリスト送付者数(人)	456	511	562	1,500	1,500	1,500

※ 令和2年度は見込み値。

2. 介護予防普及啓発事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護予防に取り組む機運を醸成するため、全ての市民を対象に広く介護予防について普及啓発するとともに、高齢者には事業への参加を促します。

今後の方向性

市民の関心が高いテーマをとりあげ、講演会や教室の実施、パンフレットの配布、動画配信や事業参加を促すメール配信などさまざまな方法を用いて普及啓発活動を実施します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
フレイル予防教室(人)	42	117	130	130	140	150
介護予防に関する講演会(人)	22	中止※1	20	20	20	20
認知症予防講演会(人)	50	36	50	50	50	50

※ 令和2年度は見込み値。

※1 令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

3. 地域介護予防活動支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、自ら参加、運営する住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。

参加者が心身の機能維持・増進を実感し、運営が継続するようリハビリテーション専門職と連携して支援します。

今後の方向性

高齢者にとって身近な会場で説明会を実施し、新規のグループの立ち上げを支援します。また、活動が継続するよう、リハビリテーション専門職と連携して取り組みます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
住民主体の通いの場（グループ）	10	15	15	20	20	20

※ 令和2年度は見込み値。

4. 一般介護予防事業評価事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

介護予防事業について効果の検証を行うため、評価を行います。

今後の方向性

東京都と連携し、評価ツールを活用することで事業の評価を進めます。

5. 地域リハビリテーション活動支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

リハビリテーション専門職が地域ケア会議に参加し、介護支援専門員に対し専門的な介護予防に関する助言を行い、介護予防活動の機能強化を図ります。

住民主体の通いの場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防に関する指導を行うことで、効果を高めます。

今後の方向性

リハビリテーション専門職と協働し、介護予防活動の機能強化を図ります。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

高齢者を取りまく諸課題に適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、包括的、継続的な支援に努めます。

1. 総合相談事業（P61 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

地域包括支援センターにおける総合相談において、医療や介護、日常生活支援、権利擁護などの視点に立ち、関係機関との連携を深めながら高齢者を包括的に支援します。

また、地域の課題に即した支援を実施するため、相談内容の分析を行います。

今後の方向性

高齢者の総合相談を各地域包括支援センターで実施し、市の窓口等で受けた相談については適宜担当する地域包括支援センターに継続相談としてつなぎます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数(件)(延べ)	4,628	3,990	4,000	4,000	4,000	4,000

※ 令和2年度は見込み値。

2. 権利擁護事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

高齢者虐待や消費者被害の防止、適切な医療・保健・福祉サービス等につながることが困難な高齢者を、必要な支援につなげます。

今後の方向性

高齢者虐待の防止・適切な対応、消費生活被害の防止、成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利を守るための支援を行います。

また、高齢者の権利擁護について広く啓発します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
権利擁護に関する相談件数(件)(延べ)	345	298	200	250	250	250

※ 令和2年度は見込み値。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

自立支援・重度化防止の推進のため、適切なケアマネジメントを行うことができるよう、介護支援専門員の資質向上のための支援に取り組みます。

今後の方向性

介護支援専門員を対象とした研修を実施します。

また、羽村市居宅介護事業者連絡会等の場を通じて、自立支援に資する情報提供をします。

4. 地域包括支援センターの機能強化

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

地域包括支援センターの機能が最大限発揮でき、地域住民や関係機関とともに地域づくりに資する運営ができるよう、機能強化を図ります。

今後の方向性

地域包括支援センターの機能が強化できるよう、運営状況を評価、検証します。また、中立・公正な運営について羽村市地域包括支援センター運営協議会において協議していくとともに、地域包括支援センター間でも連携し、機能強化を図ります。

② 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供を目指します。

1. 在宅医療と介護の連携

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

国が示す（ア）～（ク）の8つの分類に基づき、在宅医療・介護連携を推進する事業を、医療、介護、保健、福祉サービス事業者等多職種と連携して取り組みます。

- ア. 地域の医療・介護の資源の把握
- イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ. 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ. 医療・介護関係者の研修
- キ. 地域住民への啓発
- ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

今後の方向性

在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、8つの分類に関する事業に取り組むとともに、羽村市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、地域の医療・介護関係者からの相談に応じ、必要な支援を行います。

また、市民や医療・介護関係者の理解を深めるため、講演会や研修会等を、近隣の市町村と連携して開催します。

③ 認知症施策の推進

〔 施策の方針 〕

市内の地域拠点型認知症疾患医療センターや西多摩地域を担当する地域連携型認知症疾患医療センターと連携しながら、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民とともに認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進します。

1. 認知症初期集中支援推進事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

認知症が疑われる人を早期に医療や介護サービスにつなげるため、医師や社会福祉士等で構成する認知症初期集中支援チームを組織し、地域包括支援センターとともに本人、家族を支援します。

今後の方向性

認知症初期集中支援チームがいつでも組織できるよう準備するとともに、事例を重ねるなかで活動の質が高まるよう、関係者との情報共有に努めます。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チームの稼働(件)	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

2. 認知症地域支援・ケア向上事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

認知症地域支援推進員を配置し、地域において認知症の人を支援する関係者と連携し、認知症の人及び家族を支援する事業を企画、推進します。

今後の方向性

認知症の人やその家族を地域で支えるやさしい街づくりを目的として、認知症カフェ（オレンジカフェ）の運営や認知症支援ボランティアの育成、活動の継続等を支援するとともに、はむら認知症ケアパスを活用し、認知症について広く市民に啓発します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症地域支援推進員の配置(人)	1	1	1	1	1	1
認知症カフェの開催数(回数)	10	14	1	11	11	11

※ 令和2年度は見込み値。

3. 認知症サポーター養成事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

認知症のある人が安心して暮らすことができるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、様々な世代の市民が認知症サポーターとなることで認知症にやさしい地域づくりをめざします。

また、認知症サポーターを中心とした地域で支える仕組み（チームオレンジ）の整備について検討します。

今後の方向性

認知症サポーター養成講座が効率的に開催できるよう、認知症地域支援推進員が市内の事業所等に在籍する認知症キャラバンメイトと実施時期や会場のマッチングを行います。また、地域や事業所で開催される認知症カフェ（オレンジカフェ）に、認知症の人や家族が気軽に参加できるよう啓発するとともに、ボランティアの活動を支援します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポーター養成講座(人)	637	651	400	670	670	670
認知症サポーターステップアップ講座(人)	11	14	10	10	10	10

※ 令和2年度は見込み値。

④ 生活支援体制の整備

〔 施策の方針 〕

介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進するとともに、多様なサービス提供者の情報共有及び連携等を推進するため協議体を設置します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、協議体等を活用しながら、地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向け、施策を検討していきます。

1. 生活支援・介護予防サービスの体制整備事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議や地域ケア会議などで抽出した地域課題をふまえ、日常生活支援における多様なサービスについて検討します。

今後の方向性

生活支援コーディネーターが中心となり生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議の開催、介護予防や家事を担うボランティアの養成、ボランティア活動の支援及び地域の生活支援に関する課題への検討を行います。

また、就労的活動の視点から、高齢者の社会参加の方法について研究します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活支援コーディネーター(人)	1	1	1	1	1	1
生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議(回)	3	3	2	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 地域ケア会議

〔 施策の方針 〕

高齢者の自立した生活を地域全体で支えるため、個別ケースにより抽出された課題を地域の課題として対応方法等を検討し、政策形成に努めます。

1. 地域ケア会議の開催

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

個別ケア会議において介護支援専門員が提出した事例に対し、リハビリテーション専門職や医師などが助言を行い個々のケースを検討することで、高齢者本人の課題解決と、介護支援専門員の質の向上に取り組みます。

個別ケア会議における事例から、医療、介護、福祉関係者等が参加する小地域ケア会議において地域課題を確認し、地域の支援ネットワークの構築や高齢者を支援するサービス等の資源開発を検討します。

医療・介護・福祉の関係者や高齢者クラブ代表者、民生・児童委員代表者等が参加する地域ケア推進会議において、市全域における課題の解決にむけた政策形成に取り組みます。

今後の方向性

地域ケア会議に生活支援コーディネーターが参画し、生活支援・介護予防サービス体制整備協議体会議や在宅医療・介護連携推進協議会などの各種会議体で挙げられた課題との関連付けを行います。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個別ケア会議(回)	10	6	6	6	6	6
小地域ケア会議(回)	1	2	1	2	2	2
地域ケア推進会議(回)	0	0	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 任意事業

① 介護給付適正化事業

〔 施策の方針 〕

介護給付適正化計画に関する指針等に基づき、ケアプラン点検をはじめとする適正化の取組を進めます。

1. 介護給付適正化事業

〔担当：高齢福祉介護課〕

事業概要

国が示した「介護給付適正化計画に関する指針（第5期介護給付適正化計画）」及び「東京都における介護給付適正化」に基づき、介護給付適正化に向けた取組【主要事業 ① 要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修・福祉用具点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知、⑥給付実績の活用】を継続し、介護給付の適正化に努めます。

今後の方向性

限られた資源を効率的・効果的に活用し、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付適正化に向けた取組を継続して実施します。

② 家族介護支援事業

〔 施策の方針 〕

介護に関する知識や技術、相談をすることができる場所・機会を提供するため、施策を推進します。

1. 家族介護者への支援（P74 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

今後の方向性

在宅で高齢者を介護している家族の情報交換や介護に関する知識習得を目的とし、家族介護交流会を開催します。

今後の方向性

市民への周知啓発を図り、介護者のリフレッシュの場になるよう、地域包括支援センターと協働します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護交流会(回)	3	3	2	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

2. 家族介護慰労金の支給（P75 の再掲）

〔担当：高齢福祉介護課〕

今後の方向性

重度の要介護高齢者を、1年間介護サービスを利用せずに在宅で介護している低所得世帯の家族に対して、慰労金を支給します。

今後の方向性

市民への周知啓発を図り、基準に基づき支給決定します。

実績値と第8期計画の計画値

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族介護慰労金の支給(件)	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

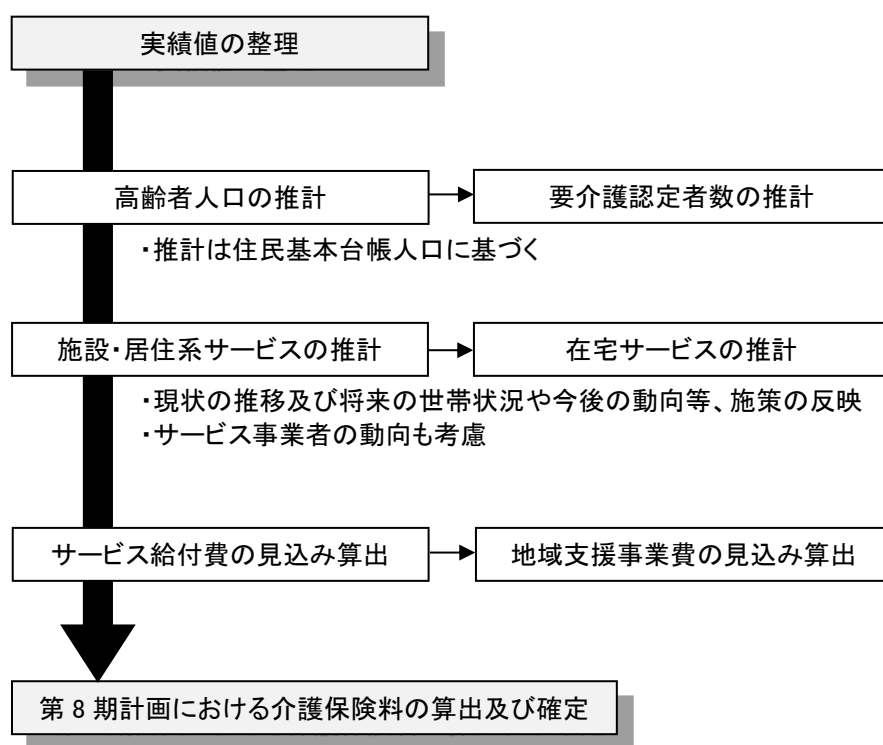
第3節 第8期介護保険事業の見通し

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

① サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

第8期計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される地域包括ケア「見える化」システムを用いました。

算出の過程においては、市の実績の推移（第7期計画実績）を基に、市の実情や将来の見込み等を勘案します。また、制度改正に伴う見直しについても、勘案しました。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

第8期計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

(2) 介護保険サービス等の見込み量

① 介護サービス見込み量

第8期計画における介護サービス給付費の見込み額は、以下のとおりです。

1. 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
訪問介護	年 額	160,780	162,831	168,828	176,722	213,687
	回/月	4,454	4,516	4,682	4,899	5,917
	人/月	235	239	248	261	312
訪問入浴介護	年 額	26,684	27,566	29,513	30,381	38,128
	回/月	174	179	192	198	248
	人/月	33	34	37	38	47
訪問看護	年 額	91,901	97,814	100,724	104,140	126,918
	回/月	1,330	1,415	1,457	1,509	1,835
	人/月	184	195	201	209	252
訪問リハビリテーション	年 額	42,279	45,390	46,388	48,583	58,518
	回/月	1,192	1,278	1,307	1,368	1,648
	人/月	81	87	89	93	112
居宅療養管理指導	年 額	46,667	49,187	51,193	53,454	64,251
	人/月	282	297	309	323	388
通所介護	年 額	317,802	334,793	347,495	366,693	434,817
	回/月	3,689	3,879	4,029	4,254	5,026
	人/月	392	412	428	452	534
通所リハビリテーション	年 額	129,919	134,322	141,274	147,185	176,125
	回/月	1,237	1,270	1,336	1,392	1,660
	人/月	153	157	165	172	205
短期入所生活介護	年 額	113,152	119,857	123,913	130,978	156,414
	日/月	1,079	1,141	1,181	1,251	1,489
	人/月	106	112	116	123	146
短期入所療養介護(老健)	年 額	12,136	13,087	15,263	15,263	18,604
	日/月	88	96	111	111	135
	人/月	15	16	19	19	23
短期入所療養介護(病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年 額	89,551	94,404	98,328	102,563	124,839
	人/月	536	564	587	615	741
特定福祉用具購入費	年 額	3,944	3,944	4,352	4,734	5,521
	人/月	10	10	11	12	14
住宅改修費	年 額	9,892	9,892	9,892	8,832	8,832
	人/月	10	10	10	9	9
特定施設入居者生活介護	年 額	185,934	200,018	206,521	218,167	259,320
	人/月	83	89	92	97	115
小計(A)	年 額	1,230,641	1,293,105	1,343,684	1,407,695	1,685,974

第4章 介護保険制度の適切な運用
第3節 第8期介護保険事業の見通し

2. 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年 額	1,374	1,375	1,375	1,375	2,750
	人/月	1	1	1	1	2
夜間対応型訪問介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年 額	44,795	49,792	51,574	52,396	63,440
	回/月	359	395	409	417	504
	人/月	38	41	43	44	53
小規模多機能型居宅介護	年 額	52,653	52,682	64,403	67,634	77,536
	人/月	18	18	22	23	26
認知症対応型共同生活介護	年 額	95,177	98,312	104,796	107,939	130,136
	人/月	30	31	33	34	41
地域密着型特定施設入居者生活介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年 額	57,522	57,553	57,553	66,988	86,330
	人/月	18	18	18	21	27
看護小規模多機能型居宅介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年 額	62,888	67,788	70,194	72,192	88,798
	回/月	612	655	677	701	853
	人/月	61	65	67	70	84
小計(B)	年 額	314,409	327,502	349,895	368,524	448,990

3. 施設サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護老人福祉施設	年 額	911,994	948,159	977,330	1,042,160	1,251,235
	人/月	283	294	303	323	387
介護老人保健施設	年 額	563,536	581,777	604,022	625,070	728,770
	人/月	158	163	169	175	204
介護医療院	年 額	38,618	39,128	39,128	106,038	130,263
	人/月	8	8	8	22	27
介護療養型医療施設	年 額	38,808	30,215	17,229	—	—
	人/月	9	7	4	—	—
小計(C)	年 額	1,552,956	1,599,279	1,637,709	1,773,268	2,110,268

4. 居宅介護支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
居宅介護支援	年 額	149,467	157,738	164,085	172,063	204,830
	人/月	872	919	956	1,004	1,193
小計(D)	年 額	149,467	157,738	164,085	172,063	204,830

5. 介護給付費（単位：千円）

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(A) 居宅サービス	年 額	1,230,641	1,293,105	1,343,684	1,407,695	1,685,974
小計(B) 地域密着型サービス	年 額	314,409	327,502	349,895	368,524	448,990
小計(C) 施設サービス	年 額	1,552,956	1,599,279	1,637,709	1,773,268	2,110,268
小計(D) 居宅介護支援	年 額	149,467	157,738	164,085	172,063	204,830
小計(E)	年 額	3,247,473	3,377,624	3,495,373	3,721,550	4,450,062

第4章 介護保険制度の適切な運用
第3節 第8期介護保険事業の見通し

② 介護予防サービス見込み量

第8期計画における、介護予防サービス給付費の見込み額は、以下のとおりです。

1. 介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、日数（日）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年 額	11,272	11,529	12,173	12,424	13,713
	回/月	202	207	218	223	245
	人/月	23	24	25	26	28
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	10,668	10,941	11,428	12,181	12,668
	回/月	294	302	315	336	349
	人/月	26	27	28	30	31
介護予防居宅療養管理指導	年 額	3,874	3,876	3,876	3,876	4,157
	人/月	28	28	28	28	30
介護予防通所リハビリテーション	年 額	16,601	17,098	17,850	18,338	20,330
	人/月	40	41	43	44	49
介護予防短期入所生活介護	年 額	2,507	2,509	2,509	3,136	3,136
	日/月	31	31	31	39	39
	人/月	5	5	5	6	6
介護予防短期入所療養介護（老健）	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	年 額	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年 額	8,942	9,406	9,753	10,149	11,058
	人/月	156	164	170	177	193
特定介護予防福祉用具購入費	年 額	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	人/月	3	3	3	3	3
介護予防住宅改修費	年 額	5,509	6,388	6,388	6,388	6,388
	人/月	6	7	7	7	7
介護予防特定施設入居者生活介護	年 額	12,200	12,207	12,207	11,942	12,622
	人/月	16	16	16	16	17
小計(F)	年 額	72,613	74,994	77,224	79,474	85,112

2. 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年 額	514	514	514	343	343
	回/月	5	5	5	3	3
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	年 額	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計(G)	年 額	1,670	1,670	1,670	1,499	1,499

3. 介護予防支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
介護予防支援	年 額	11,716	12,238	12,753	13,324	14,353
	人/月	205	214	223	233	251
小計(H)	年 額	11,716	12,238	12,753	13,324	14,353

4. 予防給付費（単位：千円）

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(F) 介護予防サービス	年 額	72,613	74,994	77,224	79,474	85,112
小計(G) 地域密着型介護予防サービス	年 額	1,670	1,670	1,670	1,499	1,499
小計(H) 介護予防支援	年 額	11,716	12,238	12,753	13,324	14,353
小計(I)	年 額	85,999	88,902	91,647	94,297	100,964

第4章 介護保険制度の適切な運用
第3節 第8期介護保険事業の見通し

③ 標準給付費及び地域支援事業費の見込み（単位：千円）

第8期計画における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりです。

1. 標準給付費（単位：千円）

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
総給付費	年 額	3,333,472	3,466,526	3,587,020	3,815,847	4,551,026
小計(E) 介護給付費	年 額	3,247,473	3,377,624	3,495,373	3,721,550	4,450,062
小計(I) 予防給付費	年 額	85,999	88,902	91,647	94,297	100,964
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	年 額	110,083	104,077	107,923	113,900	132,556
特定入所者介護サービス 費等給付額	年 額	131,375	137,507	142,589	150,490	175,129
見直しに伴う財政影響額	年 額	21,292	33,430	34,666	36,590	42,573
高額介護サービス費等給付 額(財政影響額調整後)	年 額	83,445	86,136	89,319	94,267	109,702
高額介護サービス費等給 付額	年 額	85,748	89,751	93,068	98,224	114,307
見直しに伴う財政影響額	年 額	2,303	3,615	3,749	3,957	4,605
高額医療合算介護サービス 費等給付額	年 額	14,000	14,653	15,193	16,034	18,660
算定対象審査支払手数料	年 額	3,132	3,278	3,399	3,588	4,175
小計(K)	年 額	3,544,132	3,674,670	3,802,854	4,043,636	4,816,119

2. 地域支援事業費（単位：千円）

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
地域支援事業費(L)	年 額	199,511	207,026	215,497	192,327	182,278
介護予防・総合事業費	年 額	114,938	122,453	130,924	107,754	97,705
包括的支援事業・任意事 業費	年 額	84,573	84,573	84,573	84,573	84,573

3. 給付費総額（単位：千円）

	単位	第8期計画見込み			推計値	
		3年度	4年度	5年度	7年度	22年度
小計(K) +地域支援事業費(L)	年 額	3,743,643	3,881,696	4,018,351	4,235,963	4,998,397

※「見える化システム」に基づく推計値であるため、予算額とは一致しない。

(3) 第1号被保険者の介護保険料

① 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

1. 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・東京都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成しています。

また、介護給付費等は、公費（国、東京都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりです。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・総合事業	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

2. 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第7期計画では23.0%でした。第8期計画においても23.0%となります。

また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減されることになっています。市の見込みは2.50%であり、不足する2.50%については第1号被保険者の保険料で負担することとなります。

したがって、市の介護保険事業の財源構成は、以下のとおりです。

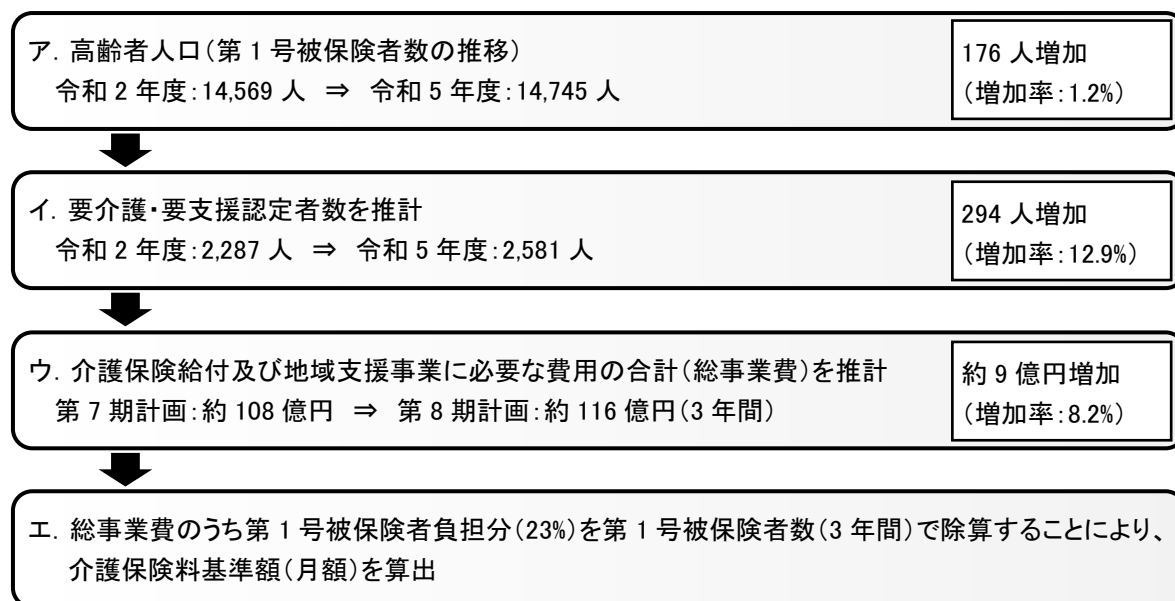
	保険料		公費		
	第1号	第2号	国	都道府県	市区町村
介護給付費等(施設等分を除く)	25.5%	27.0%	22.5%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	25.5%	27.0%	17.5%	17.5%	12.5%
介護予防事業・総合事業	25.5%	27.0%	22.5%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業	23.0%	—	38.5%	19.25%	19.25%

② 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

1. 第8期計画の所得段階及び保険料率

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、市における第8期計画の介護保険料を設定します。

2. 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第8期計画(令和3年度～令和5年度)の

介護保険料基準額(月額)は、5,100円となります。

(第7期計画(平成30年度～令和2年度)介護保険料基準額(月額)は4,800円)

■ 第8期計画の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5	30,600 円 (月額 2,550 円)	14.9%
第2段階	・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.6	36,700 円 (月額 3,058 円)	6.2%
第3段階	・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.7	42,800 円 (月額 3,566 円)	6.0%
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	55,100 円 (月額 4,591 円)	13.4%
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える方	基準額	61,200 円 (月額 5,100 円)	13.1%
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	基準額 ×1.2	73,400 円 (月額 6,116 円)	12.9%
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が120万円以上の方	基準額 ×1.3	79,600 円 (月額 6,633 円)	17.3%
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が210万円以上の方	基準額 ×1.5	91,800 円 (月額 7,650 円)	8.7%
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が320万円以上の方	基準額 ×1.7	104,000 円 (月額 8,666 円)	2.7%
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が400万円以上の方	基準額 ×1.8	110,200 円 (月額 9,183 円)	2.0%
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が600万円以上の方	基準額 ×1.9	116,300 円 (月額 9,691 円)	0.9%
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が800万円以上の方	基準額 ×2.0	122,400 円 (月額 10,200 円)	0.4%
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得が1,000万円以上の方	基準額 ×2.1	128,500 円 (月額 10,708 円)	1.5%

第4章 介護保険制度の適切な運用
第3節 第8期介護保険事業の見通し

■ 保険料所得段階の変更（細分化）図

〔旧〕 第7期計画 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.50	28,800 円	15.2%
第2段階	×0.60	34,600 円	5.5%
第3段階	×0.70	40,300 円	5.6%
第4段階	×0.90	51,800 円	15.3%
第5段階	基準額	57,600 円	12.5%
第6段階	×1.20	69,100 円	12.2%
第7段階	×1.30	74,900 円	17.2%
第8段階	×1.50	86,400 円	8.4%
第9段階	×1.70	97,900 円	3.2%
第10段階	×1.80	103,700 円	2.2%
第11段階	×1.90	109,400 円	0.8%
第12段階	×2.00	115,200 円	0.5%
第13段階	×2.10	121,000 円	1.4%

〔新〕 第8期計画 所得段階			
所得段階	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	×0.5	30,600 円	14.9%
第2段階	×0.6	36,700 円	6.2%
第3段階	×0.7	42,800 円	6.0%
第4段階	×0.9	55,100 円	13.4%
第5段階	基準額	61,200 円	13.1%
第6段階	×1.2	73,400 円	12.9%
第7段階	×1.3	79,600 円	17.3%
第8段階	×1.5	91,800 円	8.7%
第9段階	×1.7	104,000 円	2.7%
第10段階	×1.8	110,200 円	2.0%
第11段階	×1.9	116,300 円	0.9%
第12段階	×2.0	122,400 円	0.4%
第13段階	×2.1	128,500 円	1.5%

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期計画	平成12年度～平成14年度	2,867 円	－円	－%
第2期計画	平成15年度～平成17年度	2,867 円	0 円	0.0%
第3期計画	平成18年度～平成20年度	4,000 円	1,133 円	39.5%
第4期計画	平成21年度～平成23年度	4,000 円	0 円	0.0%
第5期計画	平成24年度～平成26年度	4,000 円	0 円	0.0%
第6期計画	平成27年度～平成29年度	4,500 円	500 円	12.5%
第7期計画	平成30年度～令和2年度	4,800 円	300 円	6.7%
第8期計画	令和3年度～令和5年度	5,100 円	300 円	6.25%

第4節 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護給付適正化の方針

① 介護給付適正化計画の位置付け

市では、羽村市介護保険事業計画に介護給付適正化に関しての施策と目標を定め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

■ 主要事業の概要

事業名	概要
要介護認定の適正化	・業務分析データ等を活用し、客観的な状況を把握します。 ・認定調査結果の全件点検・調査員研修・介護認定審査会全体会を行い適正化に取り組みます。 ・要介護認定を適正に実施するため、必要な体制の計画的な整備を図ります。
ケアプラン点検	・より効果的・効率的な方法を模索し、適宜マニュアルの策定・改定を行います。 ・前期高齢者かつリハビリ等のサービスを通じて改善しうる疾患のある被保険者のプランを対象として点検を行います。 ・点検を通じて得た課題や好事例について、集団指導等を通じて周知します。 ・市内の事業所を対象とし、3年間で全事業所を点検します。
住宅改修・福祉用具点検	・事業者及び介護支援専門員に対して、説明会を実施し、研修会に参加した事業者については、リストに掲載し、窓口で配布します。 ・訪問調査の対象者を「介護支援専門員がついていない方」、「自立支援と併用する場合」、「経験の浅い事業者が施工する場合」(住宅改修)とします。 ・訪問調査の際に、可能な限り介護支援専門員及び事業者を同席させるほか、チェックシートを作成します。 ・福祉用具貸与について、介護給付適正化システムの活用により、軽度者の利用の状況を把握し、不適切なものについては指導を行います。 ・サービス提供後、利用者に聞き取りを行います。
縦覧点検・医療情報との突合	・国民健康保険団体連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用し、点検ノウハウを高めます。 ・縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目を把握し、点検方法及び処理方法を検討します。 ・国保連マニュアルを活用し、点検効率を高めながら、定期的を実施します。 ・報酬請求が誤っている可能性のある事業所に関しては、確認を行い適正な報酬請求(過誤申立てなど)を促します。 ・不適切な請求事例については、集団指導等を通じて事業所へ周知します。
介護給付費通知	・通知内容、回数(現在2回半期毎)、対象者やサービス給付の対象期間を適宜見直しながら実施します。また、介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求めます。 ・広報媒体として、適正化事業全般や推進したいサービス等の趣旨・内容に関する案内を行います。
給付実績の活用	・国民健康保険団体連合会の研修会や出張説明、国保連マニュアルを活用するほか、先行保険者の事例を参考にし、点検ノウハウを高めます。 ・サービス内容の確認のほか、ケアプラン点検や実地指導等、他の事業にも活用できる帳票を選定・点検します。 ・不適切な請求事例等について、集団指導等を通じて事業所へ周知します。

(2) 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

市では、市民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

① 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会	本審議会は、計画策定にあたり設置される審議会として、市長からの諮問により、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申します。
羽村市地域包括支援センター運営協議会	本協議会は、羽村市地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議です。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるよう取り組みます。
羽村市地域ケア推進会議	本会議は、個別ケア会議、小地域ケア会議で抽出された地域課題を、市全体の課題として各種の事業計画等へ位置づけできるよう検討する会議です。地域包括ケアシステムの構築の推進となるよう、地域ケア会議を実施します。

② 介護保険事業の質の向上・確保

主な取組	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、市が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。 また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や東京都が進める福祉サービス第三者評価について、市内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保	不足する介護従事者の確保及び育成を図るため、ヘルパー研修や、国・東京都等の人事情報の発信・収集等を図り、市内における安定的な介護人材の確保に努めます。

③ 介護保険事業の情報の提供

主な取組	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。

④ サービス利用の促進

主な取組	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	低所得者の利用者負担が、生計を圧迫するため、利用者負担軽減策を講じます。

⑤ 災害・感染症に対する備えの検討

主な取組	概要
災害に対する備えの検討	地域防災計画に基づく防災訓練を市民や関係団体等と連携して実施するとともに、必要な物資の備蓄に努めます。 東京都や他の自治体等との応援体制の構築に取り組みます。 平時から、災害に備えることの必要性について、市民や事業者等への普及啓発に取り組みます。 介護サービス事業者における災害に関する計画の策定を支援します。
感染症に対する備えの検討	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症発生時には対応するとともに、平時から必要な物資の備蓄に努めます。 国や東京都と連携し、感染症対策について市民や事業者等への普及啓発に取り組みます。 感染症発生時においても介護サービス事業者がサービスを継続することができるよう、業務継続に関する計画の策定を支援します。 東京都や他の自治体、介護サービス事業者等と連携し、支援体制の構築に取り組みます。

(3) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する事業についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

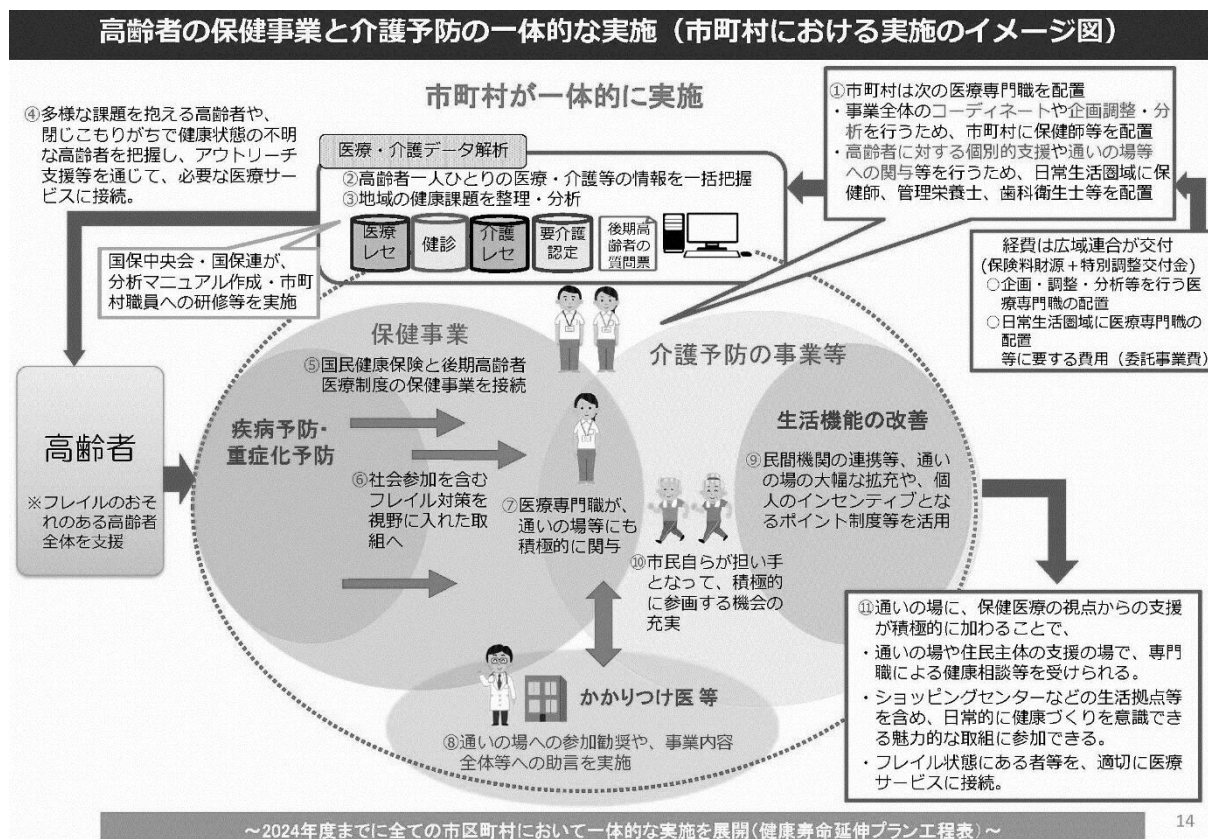
本市では、第7期計画の実績及び評価結果（インセンティブ等）についてはPDCAに基づいた評価を行い、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会において報告するほか、市公式サイトにおいて公表しています。

② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

法改正に伴い、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者に対する保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが求められています。

本市においても、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行い、関係課と連携し準備に取り組めます。



2. リハビリテーションサービス提供体制に関する取組と目標の設定

第8期計画では、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

本市においては、ストラクチャー指標及びプロセス指標において全国及び東京都と比較して高い水準にあることから、この水準を維持し、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

第8期計画において以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた見直しを行います。

■ ストラクチャー指標

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問リハビリテーション事業所(箇所)	2	2	2	2	2	2
通所リハビリテーション(箇所)	3	3	3	3	3	3

※ 介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標。

※ 令和2年度は見込み値。

■ プロセス指標

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問リハビリテーション利用率	4.01	4.03	4.26	4.26	4.26	4.26
通所リハビリテーション利用率	8.71	8.65	8.16	8.16	8.16	8.16

※ 介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。

※ 令和2年度は見込み値。

3. 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

第8期計画においては、以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

■ 高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
住民主体の通いの場(グループ)	10	15	15	20	20	20
認知症サポーター養成講座(人)	637	651	400	670	670	670

※ 令和2年度は見込み値。

■ 介護給付等に要する費用の適正化に関する取組の目標

	第7期計画実績			第8期計画見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ケアプラン点検(件)	5	5	5	5	5	5
住宅改修・福祉用具点検(件)	11	29	10	24	24	24
介護給付費通知(回)	2	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

〈資料編〉

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会

■ 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会条例

平成 13 年 12 月 28 日

条例第 28 号

（設置）

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）の策定及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議を行うため、羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平成 20 条例 1 号・一部改正）

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長からの諮問に応じ、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

（平成 20 条例 1 号・一部改正）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）知識経験者 2 人以内
- （2）市内保健施設又は福祉施設の代表者 2 人以内
- （3）市内の公共的団体の代表者 3 人以内
- （4）市内福祉関係団体の代表者 3 人以内
- （5）介護保険居宅介護サービス事業関係者 2 人以内
- （6）市民公募委員 3 人以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申をもって終了する。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、高齢者福祉に関する事務を所管する課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

■ 委員名簿

区 分		氏 名
知識経験者	福祉行政経験者	川村 孝俊 会長
	羽村市三師会	横内 正利
市内保健施設・福祉施設 の代表者	特別養護老人ホーム	中村 正人
	介護老人保健施設	林田 香子
市内の公共的団体 の代表者	羽村市町内会連合会	田畑 正彦
	羽村市社会福祉協議会	川津 紘順 副会長
	羽村市シルバー人材センター	浅野 光男
市内福祉関係団体 の代表者	羽村市民生児童委員協議会	鈴木 誠
	羽村市高齢者クラブ連合会	河野 要人
	羽村市ボランティア連絡協議会	菱田 和子
介護保険居宅介護 サービス事業関係者	居宅介護サービス事業所	鈴木 雄生
	指定居宅介護支援事業者	宇佐美 宏美
市 民 公 募 委 員		池田 和生
		清水 貞秀
		宇坪 俊弥

■ 審議経過

回	開催日	審議事項等
第1回	令和2年3月25日 書面開催	(1) 審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて (2) 介護保険制度・計画等について (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票について (4) 在宅介護実態調査票について (5) 第8期計画策定と今後のスケジュールについて (6) 介護保険事業計画の進捗管理について
第2回	令和2年5月22日	(1) 審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて (2) 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議日程(案) (3) 第1回会議に関する補足説明について(羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定の方針) (4) 第1回会議に関する質問事項への回答について (5) 第8期計画策定に向けた高齢者・介護保険施策の動向について(情報提供) (6) 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施結果について (7) その他
第3回	令和2年7月17日	(1) 羽村市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画進捗状況(一般高齢施策及び介護保険制度のうち地域支援事業)について (2) その他
第4回	令和2年8月31日	(1) 第8期介護保険事業計画の骨子について (2) 第8期計画素案(総論)について
第5回	令和2年10月8日	(1) 第8期計画素案(各論)について
第6回	令和2年11月16日	(1) 第8期計画素案(各論)について
第7回	令和2年12月17日	(1) 第8期計画答申(案)について

法制度に係る資料

■ 社会福祉法

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■ 老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画(第二項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

■ 介護保険法

（基本指針）

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の

ための方策

- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であっ

て要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 1 1 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 1 2 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 1 3 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

新たな高齢社会対策大綱の概要

○高齢社会対策大綱

【法的根拠】

・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針
(高齢社会対策基本法 (平成7年法律第129号) 第6条)

【改定の経緯】

- ・旧大綱の規定(5年後に見直し)に基づき、高齢社会対策会議(会長：総理)で見直しを決定
- ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催【座長：清家 篤(慶應義塾大学商学部教授(前塾長)(役職は開催当時))】

第1 目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的

- ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなく、なつたつとあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。
- ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることができる環境をつくる。

2. 基本的考え方

- (1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 - 年齢区分でライフステージを画一化することの見直し
 - 誰もが安心して生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
 - 多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止
 - 高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり
- (2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
- (3) 技術革新の成果※が可能な新しい高齢社会対策を志向する。
 - 高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題(身体・認知能力等)への解決策をもたらす可能性に留意

(※) 政府では、「Society5.0」、すなわち、「サイバー空間の積極的な活用を中心とした取組を通じて、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている。
(経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日)

(平成30年2月16日閣議決定)

第2 分野別の基本的施策(主な施策)

※ニッポン一億総活躍プラン、働き方改革実行計画、新しい経済政策パッケージ等との連携

1. 就業・所得

- エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備
 - 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討
- 公的年金制度の安定的運営
 - 年金の受給時期の選択肢の拡大(70歳以降)の検討
- 資産形成等の支援
 - IDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護

2. 健康・福祉

- 健康づくりの総合的推進
 - 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを通じた健康づくり・スポーツ活動
- 持続可能な介護保険制度の運営
 - 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 介護サービスの充実(介護職職ゼロの実現)
 - 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上
- 持続可能な高齢者医療制度の運営
 - 認知症高齢者支援施策の推進
- 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護
 - 人生の最終段階における医療の在り方相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供
 - 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりの促進

3. 学習・社会参加

- 学習活動の促進
 - 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備
- 社会参加活動の促進

4. 生活環境

- 豊かで安定した住生活の確保
 - リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進
- 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進
 - 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
 - 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓蒙
- 成年後見制度の利用促進
 - 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し

5. 研究開発・国際社会への貢献等

- 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
 - 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動車移動サービス
- 研究開発等の推進と基盤整備
 - 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進
- 諸外国との知見や課題の共有
 - 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化

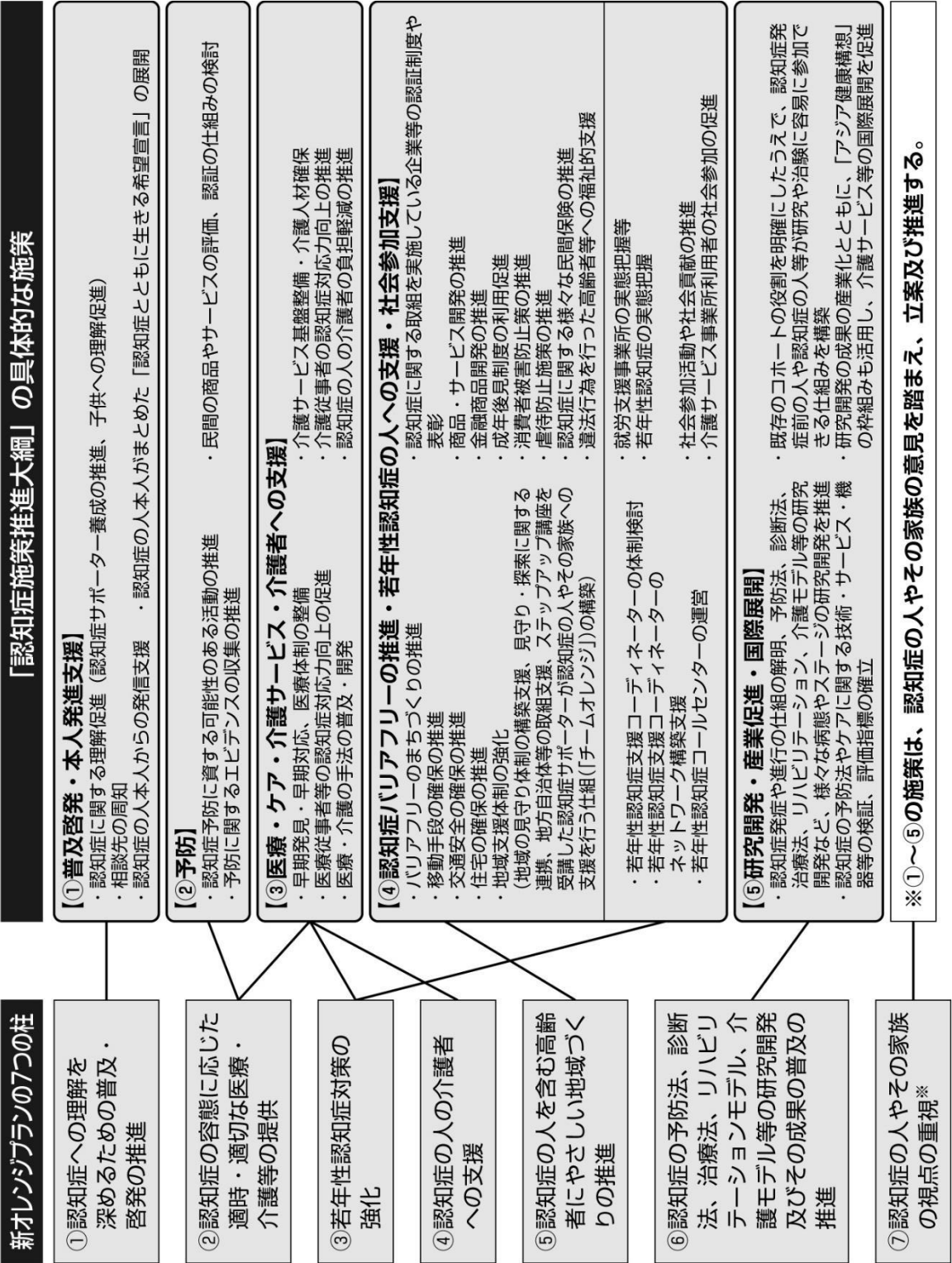
6. 全ての世代の活躍推進

第3 推進体制等

- 数値目標等の設定
- 関係行政機関間の緊密な連携・協力など

出典:厚生労働省

新オレレンジプランと「認知症施策推進大綱」の比較



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
②市町村の地域支援事業における関連データの活用等の努力義務を規定する。
③介護保険事業（支援）計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を担保しつつ提供することができることとする。
③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
③介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

出典：厚生労働省

用語一覧

あ行

アクティブシニア

仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者。前期高齢者を指すことがある。

NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益の分配することを目的としない団体の総称。平成 10 年(1998 年) 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体は NPO 法人という。

エイジレス社会

年齢で区別せず、意欲や能力に応じて生活できる社会のこと。

か行

介護(サービス)給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護」に認定された被保険者への給付のこと。居宅サービス(訪問介護等)、施設サービス(介護老人福祉施設等)及び地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護等)に大別される。各サービスに係る費用の約 9 割が給付される。給付は、各要介護度別に定められた支給限度額以内でサービスの現物給付という形で行われる。

介護支援専門員

(ケアマネージャー)

介護保険制度に基づき介護予防が必要な人や、要介護者の依頼を受け、自立支援・重度化防止を目的とした介護サービス計画の作成、事業者等との連絡調整、ケアマネジメントを行う専門職のこと。

介護認定審査会

申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織のこと。医療・保健・福祉の専門家で構成される。コンピュータを用いて一次判定を行い、主治医の意見書等をもとに審査する。要介護状態区分(要支援 1・2、要介護 1～5)を審査する。

介護保険事業費

介護給付・介護予防給付の総計のこと。

介護予防(サービス)給付

要介護状態となるおそれのあると認められた要支援者に対して、介護予防を目的として給付される保険給付のこと。

介護予防事業

介護が必要となる状態を予防することを目的とした講座や講演会、専門職による相談等を行う事業のこと。

虐待対応ケア会議

高齢者に対する虐待が疑われる場合に、虐待かどうかの判断や、必要な支援方針話しあうために関係者により開かれる会議のこと。

ケアプラン

本人や家族の心身の状況や生活の環境などをふまえ、自己目標を決定したうえで、利用する介護サービスの種類や内容、頻度を記した「介護サービス計画書」のこと。ケアマネジメントを経て作成される。

ケアマネジメント

介護が必要な高齢者に対して、どのような支援が必要なのかを本人の立場になって考え、医療や介護の専門職と相談しながら、介護サービス等を利用しつつ、本人の自立を目指す支援の過程のこと。

元気高齢者

65 歳以上で介護保険の介護認定を受けておらず、地域活動への参加が可能な方のこと。

健康手帳

健康増進法の保健事業のひとつで、自分の健康管理と適切な医療の確保を目的として交付している手帳のこと。各種検診の結果や血圧測定の結果等を記入し、自分の健康状態を把握する。手帳の交付は、40 歳以上で交付を希望する方または市町村が必要と認める方としている。

高齢者虐待防止連絡会議

養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、市区町村における関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的として設置された組織のこと。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法の第 83 条に基づき、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として設立された公法人のこと。国保事業のほか、介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者支援業務、苦情処理業務を行う。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の方に対して安心、安全な住環境を提供することを目的とした、バリアフリーの構造や設備等を備え、介護や医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅施設のこと。

財政的インセンティブ

取り組み等で成果を上げた自治体に、国が努力に応じて交付金を渡す仕組みのこと。

作業療法士

心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるよう、主に日常生活動作の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職のこと。

市民活動センター

各団体間の連携と地域コミュニティの輪をさらに広げていくための体制づくりを推進する組織のこと。

社会福祉法人

公益を目的とした民間の非営利組織のこと。

小地域ネットワーク活動

羽村市社会福祉協議会が中心となって実施している「ふれあいのまちづくり」事業の一環で、市内を町内会・自治会ごとの小地域に分け、その中で近隣住民によるネットワークを構築し、高齢者や障害のある人等への声かけ、見守りや手助け等を行い、生活面・健康面の問題を早期に発見して対応していく活動のこと。

シルバー人材センター

「生きがい就労」の理念により、「高年齢者雇用安定法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）」を根拠法とし、知事の許可を受け、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習等を行うことを目的としている。

住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設のこと。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用する。

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする事業のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能をもつ職員のこと。

生活支援サービス

掃除、買い物、調理等日常の家事支援のこと。住民主体、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービス提供を前提とし、地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みの一つとなる。

生活習慣病

長年の食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねで起因する病気の総称のこと。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症等があげられる。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度のこと。

咀嚼（そしゃく）

食べ物を噛み砕くこと。

た行

団塊の世代

第二次大戦後、第一次ベビーブームの昭和 22 年（1947 年）～昭和 24 年（1949 年）に生まれた世代のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域拠点型認知症疾患医療センター

二次保健医療圏ごとに指定された、認知症専門医療と、地域の連携推進、専門職への研修等を実施する機能をもつ医療機関のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組みのこと。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の医療、保健、福祉の向上、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの事業を包括的に行う機関のこと。

地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るために設置された組織のこと。

地域連携型認知症疾患医療センター

認知症の専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応等を行うとともに、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりをすすめる認知症専門の医療機関のこと。

チームオレンジ

認知症サポーター同士がチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の支援を早期から開始する仕組みのこと。認知症の人本人の参加も望まれる。

東京都後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体のこと。

特定健康診査

医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無等がある。

な行

認知症キャラバンメイト

認知症サポーター養成講座を企画、開催し、講師をつとめる人のこと。

認知症ケアパス

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をパンフレットなどの体裁でわかりやすくまとめたもの。

認知症初期集中支援チーム

医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）で構成され、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する認知症支援の専門チームのこと。

認知症地域支援推進員

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務などを行う専門職のこと。

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを目標とする国の計画のこと。

は行

標準給付費

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額等を加えた費用のこと。

福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用者の苦情等を適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関のこと。

福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスの選択ができるようにするための制度のひとつ。

福祉輸送（福祉タクシー）

身体障害者の外出時のタクシー利用を補助する目的で、市町村が料金の一部を負担する等の制度に基づくタクシーのこと。

ま行

メタボリックシンドローム

特定健康診査の結果において、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもつた状態のこと。

や行

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、支援や介護が必要な状態であることを認定された人のこと。

ら行

理学療法士

心身に障害のある人が、日常生活や社会生活を再建できるように主に基本的な動作の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門職。

リハビリテーション

病気や外傷が原因で心身の機能低下と生活上の支障が生じたときに、その人とその人が生活する環境を対象に、多数の専門職が連携して問題の解決を支援すること。高齢者においては、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要とされる。

羽村市高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画

発行年月:令和 3 年 3 月

発 行:羽村市

編 集:羽村市 福祉健康部 高齢福祉介護課

所 在 地:〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘 5 丁目 2 番地 1

電 話:042(555)1111(代表)内線 175

F A X:042(554)2921

